国民体育大会

開 催 基 準 要 項 開 催 基 準 要 項 細 則

(平成27年3月12日)





目 次

国民体育大会開催基準要項	1	頁
国民体育大会における実施競技について15		
国民体育大会公開競技実施基準21		
国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準22	頁	
国民体育大会開催基準要項細則	26	頁
国民体育大会施設基準39〕	頁	
国民体育大会実施競技及び参加人員42		
国民体育大会ふるさと選手制度45		
「一家転住等」に伴う特例措置46〕		
JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置47] 国民体育大会予選会免除に関する要領48]	· •	
トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置49		
TO A TO THE PARTY OF THE PARTY		
[関連基準・規程等]		
・文化プログラム実施基準	51	頁
・国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン …	····52	頁
· 国民体育大会天皇杯 · 皇后杯授与規程 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	56	頁
・国民体育大会会長トロフィー授与規程	57	頁
・公益財団法人日本体育協会国民体育大会関係標章の使用に関する規程・	58	頁
•公益財団法人日本体育協会標章規程	68	頁
・国民体育大会企業協賛に関するガイドライン	71	頁
・国民体育大会公開競技における企業協賛について	····73	頁
• 国民体育大会記録情報処理要項	$\cdots 74$	頁
・大会参加得点の考え方について	····76	頁
・国民体育大会における違反に対する処分に関する規程	····78	頁
・国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準	84	頁

国民体育大会開催基準要項

1 総 則

国民体育大会(以下「大会」という。)を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。

2 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

3 性 格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

4 名 称

- (1) 大会の正式名称は次のとおりとする。
 - 1) 国民体育大会冬季大会(以下「冬季大会」という。)
 - 2) 国民体育大会(以下「本大会」という。)
- (2)「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。
 - 1) 冬季大会

第○回国民体育大会冬季大会○○競技会

2) 本大会

第○回国民体育大会○○競技会

(3) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

5 回 数

大会は、昭和21年に開催された大会をもって第1回とし、これより起算し、原則として暦年を基準に回数を順次付するものとする。

6 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本体育協会(以下「日体協」という。)、文部科学省及び開催地都道府県(以下「開催県」という。)とし、各競技会については日体協加盟競技団体及び会場地市町村を含めたものとする。

7 開催の基本方針

- (1) 大会の開催方法
 - 1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。
 - 2) 大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。
 - 3) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致して開催を希望した場合は、細則第1項の要領により開催することができる。

- (2) 大会の開催時期及び期間並びに会期
 - 1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。
 - ① 冬季大会:12月~2月末日
 - ② 本 大 会:9月中旬~10月中旬

[注]公開競技については、当該大会開催年度4月1日以降、本大会会期内まで

- 2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。
 - ① 冬季大会:5日間以内
 - ② 本 大 会:11 日間以内
- 3) 大会の会期は開催3年前に日体協が開催県と協議して決定する。
- 4) 開催県内では、大会期間中及びその1週間前に他の競技的催し物等を実施することはできない。
- (3) 大会の実施競技及び参加人員
 - 1) 大会の実施対象競技は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別 競技とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。
 - 2) 大会の実施対象競技及び参加人員等は、第10項に基づき、開催県の諸条件も考慮の上、主催者間の協議で開催県内定時に決定する。
- (4) 大会の会場地及び競技施設
 - 1) 開催県内の市町村会場地の決定にあっては、同一競技は同一市町村内で開催する ことを原則とし、会場地市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催 するものとする。
 - 2) 大会の諸施設(公開競技を除く)は、別に細則第 2 項で定める国民体育大会施設基準による。
 - 3) 開催県の立地条件及びスポーツ振興の状況等から実施困難な競技がある場合、当該 競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができる。その際、開 催県は、開催申請書提出以前に日体協及び文部科学省と協議しなければならない。
- (5) 大会の文化プログラム

大会の主催者及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会は、別に定める「文化プログラム実施基準」(51 頁)に基づき文化プログラムを実施する。なお、必要に応じ個別プログラムの主催者に会場地市町村を含めることができる。

8 大会参加者

大会の参加者は、次のとおりとする。

(1) 都道府県選手団

本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手(以下「参加選手団」という。)で構成する。この参加選手団は、都道府県を代表する者で、別に細則第3項で定める参加資格を有しなければならない。

- (2) 公開競技に参加する選手・監督及び役員
- (3) 役員

大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員。

9 アンチ・ドーピング防止活動の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動(ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動)は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」(52頁)に基づき実施する。

10 大会の実施競技及び種別並びに参加人員

- (1) 実施競技は、別に定める「国民体育大会における実施競技について」(15 頁)に基づき 選定された競技を対象とし、4 年毎に見直すものとする。
- (2) 高等学校野球競技を特別競技として実施し、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。
- (3) 大会で実施する競技、並びに正式競技及び特別競技の参加人員は、別に細則第 4 項で定める。
- (4) 正式競技の実施種別は、原則として成年男子・成年女子・少年男子・少年女子とし、参加資格及び年齢基準については別に細則第3項で定める。
- (5) 開催県は、「公開競技」及び「デモンストレーションスポーツ」として、それぞれ「公開競技 実施基準」(21 頁)及び「デモンストレーションスポーツ実施基準」(22 頁)により実施することができる。

11 表 彰

- (1) 総合表彰
 - 1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯を授与する。
 - 2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
 - 3)総合成績決定方法は、別に細則第5項第1号で定める。
- (2) 競技別表彰
 - 1) 正式競技ごとに、男女総合成績第 1 位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。
 - 2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
 - 3) 各種別及び種目の第1位から第8位までに、賞状を授与する。
 - 4)総合成績決定方法は、別に細則第5項第2号で定める。
- (3) 天皇杯及び皇后杯並びに大会会長トロフィーについては、「国民体育大会天皇杯・皇后 杯授与規程」(56 頁)及び「国民体育大会会長トロフィー授与規程」(57 頁)により授与する。
- (4) 大会の充実・発展並びにスポーツの普及・向上に努め、その実績が顕著な都道府県又は個人に対しては、特別に表彰することができる。

12 大会開催の地域区分と順序

- (1) 大会開催の地域区分は東、中及び西地区とし、輪番に開催する。
- (2) 東、中及び西の地域並びにブロックの区分は次表のとおりとする。

地区	ブロック	都 道 府 県 名
	北海道	北海道
東	東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
中	東海	静岡、愛知、三重、岐阜
	近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
	中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
西	四国	香川、徳島、愛媛、高知
	九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(3) この地域区分は、冬季大会には適用しない。

13 大会開催の申請

- (1) 大会の開催を希望する都道府県は、都道府県体育協会等(以下「都道府県体協等」という。)会長、都道府県知事及び教育委員会とが連署の上、日体協会長及び文部科学大臣宛に開催申請書を提出する。
- (2) 開催申請書の提出は、原則として大会開催年の5年前の年の6月1日から6月30日までとする。
- (3) 開催申請書の様式及び添付書類は、別に細則第6項で定める。

14 大会開催地の内定及び決定

- (1) 日体協は、前項の申請に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議して大会開催地を内定及び決定する。
- (2) 大会開催地の内定は、大会開催年の5年前の年の、決定は3年前の年の、それぞれの9月末日までとする。

15 大会開催の可否決定

大会開催県が、大会開催時までに又は会期中に不慮の災害にあった場合、日体協が審議の上、文部科学省と協議し、開催の可否を決定する。この場合、実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、大会を中止するものとする。

16 大会の標章

- (1) 大会の標章は、次のとおりとする。
 - 1) 国民体育大会マーク(図形)
 - 2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
 - 3)「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」、及びこれらの表示を 平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を 生ずるもの
 - 4)「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造 語(愛称等)

- 5) 競技別シルエット(図形)
- 6) 大会に関するマスコット(キャラクター)
- (2) 日体協及び開催県実行委員会は、国民体育大会マークを含めたシンボルマーク、並びに、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語(愛称等)を制定することができる。
- (3) 日体協及び開催県実行委員会は、大会に関係するマスコットを制定することができる。
- (4) 大会の標章の使用に関しては、「公益財団法人日本体育協会国民体育大会関係標章の使用に関する規程」(58 頁)によるものとする。ただし、開催県実行委員会が定めるマスコットについては、除くものとする。
- (5) 大会に関する製作物等には、原則として国民体育大会マークを表示しなければならない。 なお、表示方法等については、「公益財団法人日本体育協会国民体育大会関係標章デ ザインガイドライン」(61 頁)によるものとする。
 - 1) 参加章
 - 2) 記念章
 - 3) 各種印刷物
 - ①ポスター、②総合プログラム、③競技別プログラム、
 - ④その他印刷物(ガイドブック、リーフレット、名刺等)
 - 4) 看板等
 - ①看板類(各種看板、大会告示塔等)、②横断幕
 - 5) ホームページ
 - 6) その他国体に係る製作物等

17 都道府県大会及びブロック大会

- (1) 正式競技については、大会の予選会として次のとおり都道府県大会を開催する。
 - 1) 都道府県体協等は、都道府県において大会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。
 - 2) 都道府県大会は、会場地市町村等の共催又は後援の下に開催する。
 - 3) 都道府県体協等は、市町村の体育協会が当該市町村大会を開催できるよう援助する。
 - 4)参加者は、実施要項に基づき都道府県主催団体に申込む。
- (2) 大会の予選会としてブロック大会を開催する必要のある競技がある場合は、原則として本要項第12項のブロック区分によるブロック大会を次のとおり開催する。
 - 1) ブロック大会は、各ブロック内の関係都道府県体協等の共催のもと、ブロック大会開催 地市町村等の共催又は後援を得て開催する。
 - 2) 競技の運営は、開催都道府県体協等の協議によってブロック大会開催県の各競技団体が当たる。
 - 3) 競技運営に差し支えない限り、開催県選手は当該競技のブロック大会を経ることなく 大会に参加することができる。

18 大会参加章

- (1) 第8項(1)、(3)に定める参加者には、大会参加章(以下「参加章」という。)が与えられる。
- (2) 参加章着用者は、大会参加を証された者として、総合開・閉会式を除くすべての競技会場に 入場することができる。ただし、競技会場によっては、入場を制限されることがある。
- (3) 開催回数を同じくする大会の参加章は、原則として同一とする。ただし、冬季大会の参加章については、開催県が希望する場合、本大会と異なる意匠により作成することができる。
- (4) 参加章の意匠等は、開催県が日体協と協議の上決定し、作成する。
- (5) 開催県実行委員会は、参加章以外に同一意匠で規格を異にする記念章を公開競技及びデモンストレーションスポーツの参加者、並びに大会補助員、協力者のために作成することができる。
- (6) ブロック大会及び都道府県大会においては、大会参加章と同一意匠で規格を異にする参加章 を作成することができる。

19 大会の式典

【本大会】

- (1) 大会の式典を行う場合は、冬季大会を含め回数を同じくする大会の総合開会式及び総合閉会式として、開催県が選定した競技会場地で行う。ただし、本大会を複数の都道府県において開催する場合は、別に協議する。
- (2) 式典の所要時間は、原則として60分以内とする。
- (3) 式典は、できるだけ簡素なものとして、次の項目を必ず式典中に取り入れるものとする。ただし、その他の項目については、開催県実行委員会において企画の上、日体協と協議して定める。

総合開会式 開会宣言

国旗掲揚

大会旗•日体協旗•実施競技団体旗掲揚

開催県旗·参加都道府県旗·会場地旗掲揚

天皇杯,皇后杯返還

大会会長あいさつ

文部科学大臣あいさつ

天皇陛下お言葉

炬火点火

選手代表宣誓

総合閉会式 成績発表

表彰状授与

天皇杯•皇后杯授与

大会会長あいさつ

開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗降納

大会旗,日体協旗,実施競技団体旗降納

国旗降納

炬火納火

国体旗引継

次期開催県旗掲揚

閉会宣言

- (4)総合開・閉会式時に集団演技を実施することができる。
- (5) 競技会終了後の表彰式は細則第7項により実施することができる。

【冬季大会】

冬季大会の各競技会においては、開始式並びに表彰式を実施するものとする。ただし、 その場合はできるだけ簡素なものとし、内容については、開催県実行委員会において企画 の上、日体協と協議して定める。

20 国体旗引継ぎ及び保管

- (1) 国体旗は、総合閉会式時に本大会開催県代表者から次回本大会開催県代表者に引き継がれる。
- (2) 前号の方法は、大会ごとの事情に応じて行う。

21 大会旗及び炬火リレー

- (1) 大会旗及び炬火リレーは、開催県内に限り実施することができる。
- (2) リレーの方法については、開催県実行委員会が企画し、実施する。

22 大会役員

(1) 大会役員は、概ね次のとおりとする。

名誉会長 文部科学大臣

会 長 日体協会長

副 会 長 日体協副会長・専務理事、文部科学省スポーツ・青少年局長、開催県 知事、開催県体育協会会長

顧 問 日体協顧問・理事・監事・評議員、全国を統轄する各競技団体会長、都 道府県体協等会長、文部科学副大臣、文部科学大臣政務官、文部科 学事務次官、文部科学審議官、文部科学省官房長、開催県選出衆・参 両院議員、開催県議会議長・教育長・公安委員長・市長会会長・町村 長会会長・市議長会会長・町村議長会会長、開催県スポーツ振興審議 会会長

参 文部科学省大臣官房審議官(スポーツ・青少年局)・スポーツ・青少年局 スポーツ・青少年企画課長・スポーツ振興課長、開催県議会議員・副知 事・教育委員・開催県会計管理者・各部部長・警察本部長、開催県実 行委員会常任委員、開催県体育協会副会長・顧問・参与

委 員 長 日体協国体担当理事

副委員長 日体協事務局長、文部科学省スポーツ・青少年局競技スポーツ課長、 開催県実行委員会事務局長

総務委員 日体協国体委員会委員・担当事務局次長・担当部長・担当課長、開催 県実行委員会事務局次長、開催県体育協会理事長又はこれに準ずる 者、開催県体育主管課長

委員 日体協国体競技運営部会委員・事務局担当者、文部科学省スポーツ・ 青少年局担当官、開催県体育協会常務理事、JADA事務局長又はこれ に準ずる者、開催県実行委員会事務局の課長以上

※教育委員長と教育長が併存する場合は、教育委員長を顧問、教育長を参与とする。

(2) 競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。

名誉会長 会場地市町村長

会 長 全国を統轄する競技団体会長

副 会 長 全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村体育協会会長、開催 県競技団体会長、会場地市町村実行委員会事務局長

顧 問 全国を統轄する競技団体顧問、都道府県競技団体会長、会場地市町 村議会議長・教育長

参 与 会場地市町村議会議員・教育委員・副市町村長・会計管理者・関係部 長、会場地市町村体育協会顧問・副会長、会場地市町村実行委員会 常任委員、開催県競技団体副会長・顧問・参与、会場地競技団体顧 問・参与、全国を統轄する競技団体役員の中で特に必要と認めた者

委員長 全国を統轄する競技団体理事長又はこれに準ずる者

副委員長 会場地市町村実行委員会事務局次長、会場地市町村競技団体会長、 開催県競技団体理事長又はこれに準ずる者

委員 全国を統轄する競技団体理事、開催県競技団体理事、会場地市町村 競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部 長、会場地市町村体育協会常務理事、JADA事務局担当者又はこれに 準ずる者

※教育委員長と教育長が併存する場合は、教育委員長を顧問、教育長を参与とする。

(3) 大会役員及び競技会役員は大会会長が委嘱する。ただし、公開競技における競技会役員は除く。

23 総務委員会

- (1) 総務委員会は、大会開催中、大会運営上重要な事項を処理する必要のあるとき、大会委員長が召集し、開催する。
- (2) 総務委員会は、大会委員長、副委員長及び大会委員長が予め指名する総務委員をもって構成する。

24 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。
- (2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。 ①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌内容 ⑥経理方法 ⑦その他必要な事項
- (3) 実行委員会には、事務局を設ける。
- (4) 開催県実行委員会は、下記の事項については日体協と協議し、承認を得なければならない。 ①競技施設の計画 ②大会役員及び競技会役員編成基準 ③中央競技役員数及び所 要経費基準 ④ポスター図案 ⑤国民体育大会マークを含めたシンボルマーク
 - ⑥「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語 ⑦報道に関する事項 ⑧記録映画等製作に関する事項 ⑨宿泊、交通及び医療要項
 - ⑩集団演技の内容 ⑪その他必要な事項

- (5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日体協と調整の上、報告をしなければならない。
 - ①大会開催に関する予算及び決算 ②皇族に関する事項
 - ③実行委員会の規程及び委員 ④大会に関するマスコット ⑤招待者の範囲
 - ⑥表彰に関する事項 ⑦大会の諸会議日程 ⑧その他必要な事項

25 各競技の実施要項

大会で実施する正式競技及び公開競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、冬季大会は大会開催月の6ヵ月前、本大会は大会開催年の前年の12月31日までに日体協に提出する。提出された実施要項は日体協において決定し、開催県が作成する。実施要項に記載する内容は別に細則第8項で定める。

26 参加申込み

- (1) 都道府県体協等会長及び各都道府県競技団体会長は、連署の上、都道府県大会等において選抜された者を大会会長宛に申込むものとする。
- (2) 参加申込みは、定められた締切日までに所定の様式、方法により日体協宛に行う。
- (3) 参加申込み締切日は、日体協が実施競技団体及び開催県と協議して決定する。
- (4) 参加申込み様式は、日体協が実施競技団体と協議して作成する。
- (5) 公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。
- (6) 参加申込み締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により各大会の実施要項総則で定めるところへ届け出なければならない。
- (7) 参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、各大会の実施要項総則で定める所定の棄権手続きをとらなければならない。

27 大会参加負担金

- (1) 大会参加の都道府県体協等は、負担金を納入する。
- (2) 負担金の額は、日体協で定める。
- (3) 負担金は、日体協に納入する。
- (4) 負担金の充当先等については、日体協が定める。
- (5) 公開競技については、当該中央競技団体が参加者から徴収することができる。

28 招待状

- (1) 招待状は、主催者が発行する。
- (2) 主催者以外のものは、いかなる名義をもっても、招待状又はこれに類するものを発行することはできない。
- (3) 招待状持参者は、すべての会場に入場することができる。

29 プログラム

- (1) プログラムは、総合プログラム及び競技別プログラムとする。
- (2)総合及び競技別プログラムに記載する内容は、別に細則第9項で定める。
- (3) プログラムは、有料で頒布する。ただし、次については無料とする。
 - 1) 総合プログラム

大会役員各 1 部参加選手団各 5 部競技団体各 2 部報道関係者1 社各 1 部

2) 競技別プログラム

競技団体各5部競技役員各1部参加選手団各2部競技別監督各1部参加選手全員各1部報道関係者1社各1部

30 参加選手団本部役員編成

- (1) 参加選手団本部役員の編成は、次の基準による。
 - 1) 本大会
 - ① 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。
 - ② 参加選手300名以上500名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計15名以内とする。
 - ③ 参加選手300名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計10名以内とする。
 - 2) 冬季大会

団長、総監督及び総務ほか、計5名以内とする。

- 3) 上記本部役員のほか、各大会とも5名以内の顧問を設けることができる。
- (2) 各大会とも、上記本部役員の中で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは日体協公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (3) 各大会とも、上記本部役員の中で、アスレティックトレーナーを帯同できる。なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日体協公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (4) 1日あたりの参加選手団本部役員の人数については、上記の編成人数を上限とする。
- (5)参加選手団本部役員の参加申込みは、監督及び選手の申込みと同時に、第26項に定める方法により行う。

31 視察員

- (1) 各都道府県体協等は、大会視察のため視察員を派遣することができる。
- (2) 視察員数は、各大会それぞれ1都道府県3名以内とする。ただし、以降の大会開催が決定又は内定している都道府県は20名以内とするが、本大会については開催県の実情を考慮し、実施要項作成時に決定する。
- (3) 視察員の参加申込みは、参加選手団の申込みと同時に、第26項に定める方法により行う。
- (4) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。
- (5) 視察員には、視察員章を交付する。

32 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、国庫補助金及び日体協補助金並びに開催県 (会場地市町村を含む)負担金又は準備金及び入場料等でまかなう。

ただし、公開競技の実施に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。

33 入場券、入場料

- (1) 入場券は、主催者が発行する。
- (2) 入場料金額は、開催県実行委員会が日体協と協議して決める。
- (3) 入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの振興に必要な経費に充当する。
- (4) 公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日体協と協議の上、 発行、徴収することができる。

34 宿 舎

- (1) 大会参加者及び視察員並びに報道員の宿舎は、開催県(会場地市町村を含む)実行 委員会が準備する。
- (2) 競技別参加者の宿舎は、環境等を配慮の上、競技実施会場に近い周辺に選定する。
- (3) 宿舎は、ホテル、旅館及び民宿を原則とする。
- (4) 1 人の宿泊に要する広さは、3.3 ㎡ (2 畳)以上とする。
- (5) 配宿は、開催県(会場地市町村を含む)実行委員会が行う。
- (6) 宿泊料金は、大会開催の2年前に開催県と協議の上、日体協において決定する。
- (7) 公開競技については、当該中央競技団体が準備・手配する。

35 交 通

- (1) 主催者は、大会参加者の旅費、馬匹等の輸送費の割引について極力努力する。
- (2) 開催県実行委員会は、できる限り大会参加者の交通上の利便をはかるものとする。

36 記 録

- (1) 開催県実行委員会は、競技成績等を記録し、円滑に発表する。
- (2) 競技成績等記録の情報処理に関しては、別に定める「国民体育大会記録情報処理要項」(74頁)に基づき行うものとする。

37 報 道

- (1)報道員の範囲は、日本新聞協会、日本放送協会(NHK)、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日体協と開催県実行委員会が協議して認めた者に限る。
- (2) 報道員の取材は、開催県が定めた取材協定によるものとする。
- (3) スポンサーのある放送は、日体協の許可を得なければならない。

38 国民スポーツ振興事業への協力

- (1) 開催県(会場地市町村を含む)は、日体協が推進する国民スポーツ振興事業に対し、必要な協力を行うものとする。
- (2) 開催県(会場地市町村を含む)は、日体協が実施するキャンペーン事業の推進に協力しなければならない。

39 企業協賛

- (1) 日体協と開催県実行委員会は両者協力のもと、大会の活性化(国体の認知度の向上、 国体ブランドの価値の向上)と開催地の財政負担軽減を目的とした企業協賛を実施する ものとする。
- (2) 実施に際しては、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」(71 頁)に基づくものとする。

40 国民体育大会参加者傷害補償制度

- (1) 日体協及び都道府県体協等は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。
- (2) 本制度の対象となる参加者とは、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定 に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む)、視察員並びにその他選手団役 員とする。
- (3) 補償内容その他の細部については、別に定める「国民体育大会参加者傷害補償制度」のとおりとする。

41ドクターズ・ミーティング開催への協力

開催県(会場地市町村を含む)は、日体協が開催するドクターズ・ミーティングに対し必要な協力を行うものとする。

〈附 則〉

- (1) 本要項に定めるもののほか、日本体力医学会及び全国体育施設研究協議会については、できるだけ選手及び役員の宿泊等に支障がないよう配慮の上、開催するものとする。
- (2) 本要項は、昭和 30年1月 17日制定

昭和 30 年 12 月 4 日第 1次改定 平成 15 年 8月 19 日第 26 次改定 10 月 平成 17 年 6月 昭和 32 年 25 日第 2次改定 16 日第 27 次改定 昭和 37 年 3 月 1日第 3次改定 (改定内容は第61回冬季大会スケート・アイ スホッケー競技会から適用するが、39項につ 昭和 41 年 3月 4次改定 29 日第 いては平成 17 年 4 月 20 日から施行する) 昭和 48 年 7月 10 日第 5次改定 昭和 51 年 6月 2 日第 6次改定 平成 17 年 12 月 22 日第 28 次改定 昭和 52 年 7月 13 日第 7次改定 (10項(2)は第63回大会から改定し適用) 昭和 54 年 平成 18 年 5 月 9 日第 8次改定 3 月 9 日第 29 次改定 昭和 55 年 1月 23 日第 9次改定 (7項(5)は第63回大会から適用) 昭和 55 年 平成 19 年 9月 9 日第 10 次改定 3 月 7 日第 30 次改定 平成 19 年 昭和 58 年 12 月 7 日第 11 次改定 7月 1日第 31 次改定 (8項(3)、(7)は昭和63年1月1日から施行) 平成 20 年 12 月 17 日第 32 次改定 平成 22 年 昭和63年 7月 13 日第 12 次改定 3月 17 日第 33 次改定 昭和63年 8月 24 日第 13 次改定 (改定内容は第70回大会から適用) 平成 元年 8月 15 日第 14 次改定 平成 22 年 6月 18 日第 34 次改定 平成 5年 6月 8日第 15 次改定 平成 22 年 12 月 16 日第 35 次改定 平成 5年 6月 29 日第 (39 項は第69回本大会から適用) 16 次改定 平成 6年 5月 10 日第 17 次改定 平成 23 年 3 月 25 日第 36 次改定 (9項(4)は第52回夏季大会から適用) 平成 23 年 4月 37 次改定 1日第 平成 6年 7月 5 日第 18 次改定 平成 23 年 6月 24 日第 38 次改定 17 日第 平成 10 年 6月 平成 23 年 39 次改定 19 次改定 8月 25 日第 (8項(7)は第54回夏季大会から適用) 平成 23 年 12 月 15 日第 40 次改定 平成 11 年 6 月 16 日第 20 次改定 平成 24 年 6 月 21 日第 41 次改定 平成 11 年 平成 24 年 9月 7日第 21 次改定 20 日第 42 次改定 12 月 (29項(1)①は平成12年4月1日から施行) 平成 25 年 43 次改定 3 月 7 日第 平成 13 年 1月 6日第 平成 25 年 6月 21 日第 22 次改定 44 次改定 平成 13 年 3月 14 日第 23 次改定 平成 25 年 12 月 12 日第 45 次改定 平成 14 年 7月 平成 26 年 2 日第 24 次改定 3月 13 日第 46 次改定 平成 15 年 4月 25 日第 25 次改定 平成 27 年 3月 12 日第 47 次改定

国民体育大会における実施競技について

国民体育大会(以下「国体」という。)の実施競技は以下に基づき選定された競技を対象とし、4年毎に見直 すこととする。

I. 実施競技の区分

国体の実施競技の区分は以下のとおりとする。

1. 正式競技

以下の「今後の国民体育大会の目的、性格について」に合致するとともに、わが国の各年齢層にわたって顕著な普及が認められ、国民の間に広く浸透している競技を「正式競技」として実施する。

<今後の国民体育大会の目的、性格について>

■「新しい国民体育大会を求めて ~国体改革2003~」(概要版)

21 世紀の新しい国体を、より競技性の高い国内トップレベルの大会として構築し、ジュニアからトップアスリートを含む幅広い競技者層を対象に競技者の発掘・育成の場として、充実・活性化の促進

■「国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子」

国民体育大会は、わが国スポーツ界の中核をなす競技者が一同に会し、都道府県対抗のもとに毎年開催される国内最大・最高の総合スポーツ大会とする。各競技会は国内を代表するトップクラス層の競技者により高い水準で競われ、国際的に通用する競技力向上の一翼を担うとともに、国民各層のスポーツへの関心を高めることを目的とする。

- (1) 公益財団法人日本体育協会(以下「日体協」という。)加盟競技団体の競技を対象とする。
- (2) 国体の志向性 (競技志向)、性格 (都道府県対抗)の下、天皇杯・皇后杯得点積算対象競技として実施する。
- (3) 対象競技は、後記Ⅱ-1-(1)及びⅡ-2-(1)に記載の「選定基準」(16 頁、18 頁) に基づき審査を行い、 選定する。
- (4) 「正式競技」の区分は次のとおりとし、1 大会あたり 40 競技を実施するものとする。

・ 「毎年実施競技」 : 毎年実施する競技

・ 「隔年実施競技」 : 隔年で実施する競技

・ 「開催地選択競技」: 隔年で実施する競技のうち、当該年に隔年実施の対象となっていない

競技の中から開催都道府県が選択する競技

2. 公開競技

競技の普及及び国民へのスポーツ振興の観点(地方スポーツの振興、国民の健康増進・体力の向上等) から、別に定める「国民体育大会公開競技実施基準」(21 頁)により実施することができる。

- (1) 日体協加盟競技団体の競技のうち「正式競技」以外の競技で、実施競技選定時において「国民体育大会公開競技実施基準」(21頁)に定める要件を満たす競技を対象とする。
- (2) 実施対象競技団体が開催都道府県と協議の上、全国への競技の普及等を目的として実施することができる。
- (3) 天皇杯・皇后杯得点積算対象競技としない。
- (4) 開催及び参加に係る経費は、当該競技団体及び参加者の自己負担とする。

3. デモンストレーションスポーツ

開催都道府県体育協会へ加盟または認定されている開催都道府県競技団体等が、当該都道府県内での普及等を目的として、別に定める「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」(22 頁) により 実施することができる。

4. その他

高等学校野球競技については、その取り扱いについて別途協議し、決定する。

Ⅱ. 各大会の実施競技

- 1. 第70回大会(平成27年)~第73回大会(平成30年)【第1期実施競技選定】
 - (1) 選定基準
 - 1) 正式競技の基礎的条件

国体における「正式競技」については、次の①~③の事項すべてを満たしていることとし、本項目を満たしていない競技は、「正式競技」として実施しない。

① 日体協加盟競技団体の競技であること。

日体協に加盟している競技団体の競技であること。(準加盟は「正式競技」として実施しない)

- ② 47 都道府県に中央競技団体支部組織があり、47 都道府県体育協会に加盟していること。
 - 中央競技団体支部組織について、次の条件をいずれも満たしていること。
 - ア. 全国 47 都道府県支部組織が発足し、中央競技団体へ加盟していること。 イ. 全国 47 都道府県支部組織が当該都道府県の体育協会へすべて加盟していること。
- ③ 国内外における競技の位置づけ。

国体における「正式競技」は、次のア、イ、ウのいずれかに該当する競技であること。

ア. オリンピック競技大会の実施競技・種目であること。

国民体育大会の競技選定時において、オリンピック競技大会で実施する競技であること。

イ、わが国古来の伝統的な競技であること。

当該競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有する競技(武道)であること。

- ウ. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技であること。 本項目に該当する競技については、国際的な普及として、次の条件のうち 4 つ以上を満たして いること。
 - a) 当該競技の国際的な組織 (IF) が結成されていること。
 - b) 当該競技の国際的な組織 (IF) 〜加盟している国・地域の統括組織 (NF) 数が 50 以上であること。
 - c) 当該競技の国際的な組織(IF)が、半世紀(50年)以上の歴史を有していること。
 - d) スポーツアコード [旧 GAISF(国際競技団体連合)] に加盟している団体の競技であること。
 - e) アジア競技大会で実施されている競技であること。

2) 評価方法及び配点

「中央競技団体への基礎調査(書面調査)」、「中央競技団体へのヒアリング調査」及び「都道府県体育(スポーツ)協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の配点により評価を行い、各競技の実施競技区分 [「正式競技」(毎年実施競技、隔年実施競技、開催地選択競技)、「公開競技」、「デモンストレーションスポーツ」]を決定する。

① ※国内外における競技の位置付け

競技の位置付け		
ア. オリンピック競技大会で実施、もしくは実施が決定されている競技。	300 点	
イ. わが国古来の伝統的な競技(武道)。	100 点	
ウ. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技。	100 点	

[※] 上記については、重複して配点を行わない。

② 競技の普及状況及び組織体制・環境の整備状況

	項目	書面調査	ヒアリンク゛	小計
項目	日本都道府県において、本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数が、特にジュニア層を中心に各年齢層にわたって充実していること。	300 点	_	300 点
項目	2 各都道府県において、効率的な大会運営に必要な競技役員、並 びに厳正な競技運営を行う審判員の確保が十分できること。	200 点		200 点

	項目			ヒアリンク゛	小計
項目3	国民体育大会開催基準要項に定める全国9ブロックの単位また は近隣地域で、予選会(都道府県予選及びブロック予選)が行 える施設が整っていること。				100 点
項目4		者を中心として、国民体育大会を通じて 育成・強化する体制を整備していること。	100 点	200 点	300 点
項目5	5 当該競技団体が、日体協と連携して国民体育大会の充実・発展 について協力姿勢が認められること。			100 点	150 点
項目6	項目 6 当該競技団体が、日体協と連携して国民体育大会の安定的な運営について協力姿勢が認められること。			100 点	150 点
項目7	項目7 ドーピング防止活動を積極的に行っていること。			100 点	150 点
項目8	[目8] 監督に関して、日体協公認スポーツ指導者資格保有の義務付けを行っていること。			100 点	150 点
		小 計	900 点	600 点	1,500点

(2) 評価結果 (実施競技の区分)

1) 正式競技 : 計 41 競技

(A) 毎年実施競技 : 計37競技

「本大会 計 34 競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、クレー射撃、ボウリング、ゴルフ

「冬季大会 計3競技

スキー、スケート、アイスホッケー

(B) 隔年実施競技 : 計4競技

「本大会 計4競技

軟式野球、銃剣道、なぎなた、トライアスロン

[冬季大会] 該当競技なし

(C) 開催地選択競技

上記(B)の競技のうち、当該年に隔年実施の対象外となった2競技の中から開催都道府県が1競技を選択して実施する。

2) 公開競技 : 計4競技

「本大会 計4競技

綱引、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

「冬季大会 う 該当競技なし

3) デモンストレーションスポーツ

上記「1)正式競技」及び「2)公開競技」に該当しない競技団体の競技。

なお、日体協加盟(準加盟)団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」(22 頁)に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

4) 特別競技 : 計1競技

[本大会] 計1競技

高等学校野球

[冬季大会] 該当競技なし

2. 第74回大会(平成31年)~第77回大会(平成34年)【第2期実施競技選定】

- (1) 選定基準
- 1) 正式競技の基礎的条件

国体における「正式競技」については、次の①~③の事項すべてを満たしていることとし、本項目を満たしていない競技は、「正式競技」として実施しない。

① 日体協加盟競技団体の競技であること。

日体協に加盟している競技団体の競技であること。(準加盟は「正式競技」として実施しない)

② 47 都道府県に中央競技団体支部組織があり、47 都道府県体育協会に加盟していること。

中央競技団体支部組織について、次の条件をいずれも満たしていること。

- ア. 全国 47 都道府県支部組織が発足し、中央競技団体へ加盟していること。
- イ. 全国 47 都道府県支部組織が当該都道府県の体育協会へすべて加盟していること。
- ③ 国内外における競技の位置づけ。

国体における「正式競技」は、次のア、イのいずれかに該当する競技であること。

- ア. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技であること。 ただし、次の(A)、(B) のいずれかに該当する競技であること。
 - (A) 国民体育大会の競技選定時において、オリンピック競技大会での実施が決定している 競技であること。
 - (B) 国際的に普及し、次の条件のうち4つ以上を満たしている競技であること。
 - a) 当該競技の国際的な組織 (IF) が結成されていること。
 - b) 当該競技の国際的な組織 (IF) 〜加盟している国・地域の統括組織 (NF) 数が 50 以上であること。
 - c) 当該競技の国際的な組織 (IF) が、半世紀 (50年) 以上の歴史を有していること。
 - d) スポーツアコード [旧 GAISF(国際競技団体連合)] に加盟している団体の競技であること。
 - e) 国民体育大会の競技選定時において、アジア競技大会での実施が決定している競技であること。
- イ、わが国古来の伝統的な競技であること。

当該競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有する競技(武道)であること。なお、本項に該当する日体協加盟団体の競技は、以下のとおり。

【該当競技*】 相撲、弓道、剣道、銃剣道、なぎなた

※ 柔道は項目アー(A)の該当競技として扱い、項目イと重複して評価は行わない。 空手道は項目アー(B)の該当競技として扱い、項目イと重複して評価は行わない。

2) 評価方法及び配点

「中央競技団体への基礎調査(書面調査)」、「中央競技団体へのヒアリング調査」及び「都道府県体育(スポーツ)協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の配点により評価を行い、各競技の実施競技区分【「正式競技」(毎年実施競技、隔年実施競技)、「公開競技」、「デモンストレーションスポーツ」】を決定する。

① ※基礎的な配点

生作いられた。	
競技の位置付け	配点
. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
(次の (A) 、 (B) のいずれかに該当する競技)	
(A) オリンピック競技大会での実施が決定している競技	300 点
(B) 国際的に普及し、次の条件のうち4つ以上を満たしている競技	
a)当該競技の国際的な組織(IF)が結成されていること。	
b)IF へ加盟している国・地域の統括組織(NF)数が 50 以上であること。	200 点
c)IF が半世紀(50年)以上の歴史を有していること。	200 点
d) スポーツアコード(旧 GAISF)に加盟している団体の競技であること。	
e) アジア競技大会での実施が決定している競技であること。	
. わが国古来の伝統的な競技(武道)	100 点
. 上記ア及びイのいずれにも該当しない競技	100 点
	競技の位置付け . 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技 (次の(A)、(B)のいずれかに該当する競技) (A) オリンピック競技大会での実施が決定している競技 (B) 国際的に普及し、次の条件のうち4つ以上を満たしている競技 a) 当該競技の国際的な組織(IF)が結成されていること。 b) IF へ加盟している国・地域の統括組織(NF)数が50以上であること。 c) IF が半世紀(50年)以上の歴史を有していること。 d) スポーツアコード(旧 GAISF)に加盟している団体の競技であること。 e) アジア競技大会での実施が決定している競技であること。

[※] 上記については、重複して配点を行わない。

② 競技の普及状況及び組織体制・環境の整備状況に関する配点

	項目	書面調査	ヒアリンク゛	小計
項目1	各都道府県において、本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数が、特にジュニア層を中心に各年齢層にわたって充実していること。	300 点		300 点
項目2	各都道府県において、効率的な大会運営に必要な競技役員、並 びに厳正な競技運営を行う審判員の確保が十分できること。	200 点	1	200 点
項目3	国民体育大会開催基準要項に定める全国9ブロックの単位また は近隣地域で、予選会(都道府県予選及びブロック予選)が行 える施設が整っていること。但し、自然環境等の地理的条件に 影響を受ける冬季競技は、別途考慮する。	100点	-	100点
項目4	特にジュニア層の競技者を中心として、国体を通じてトップア スリートまで育成・強化する体制を整備していること。	150 点	150 点	300 点
項目 5	当該競技団体が、日体協と連携して国体の充実・発展及び安定 的な運営を図ることについて協力姿勢が認められること。	100点	100 点	200 点
項目6	日体協が実施する協賛制度に協力が可能であること。	50 点	50 点	100点
項目7	ドーピング防止活動を積極的に行っていること。	75 点	75 点	150 点
項目8	競技者の健康・安全管理に係る医学サポートを積極的に行っていること。	75 点	75 点	150 点
項目9	監督に関して、日体協公認スポーツ指導者資格保有の義務付け を行っていること。	75 点	75 点	150 点
項目 10	当該競技団体が、全国的な統括団体として対外的にも説明責任 を果たすことのできる、公正公平かつ安定的な組織運営がなさ れていること。	75 点	75 点	150 点
	小計	1,200点	600 点	1,800点

(2) 評価結果 (実施競技の区分)

1) 正式競技 : 計 41 競技

(A) 毎年実施競技 : 計39競技

[本大会] 計36競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会] 計3競技

スキー、スケート、アイスホッケー

(B) 隔年実施競技 : 計2競技

[本大会] 計2競技

銃剣道、クレー射撃

[冬季大会] 該当競技なし

※「正式競技」の実施区分のうち「開催地選択競技」については、休止とする。

2) 公開競技 : 計5競技

[本大会] 計5競技

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

[冬季大会] 該当競技なし

3) デモンストレーションスポーツ

上記「1)正式競技」及び「2)公開競技」に該当しない競技団体の競技。 なお、日体協加盟(準加盟)団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」(22 頁)に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

4) 特別競技 : 計1競技

[本大会] 計1競技

高等学校野球

[冬季大会] 該当競技なし

国民体育大会公開競技実施基準

競技の普及をはじめ、国民のスポーツ振興を図り、生涯スポーツ社会の実現に寄与するため、正式競技以外の競技を対象に、次の条件を満たす競技については、「公開競技」として実施することができる。

1. 対象競技

公開競技については、次の条件を満たした競技を対象とする。

- (1) 公益財団法人日本体育協会(以下「日体協」という)の加盟競技団体の競技であること。 (準加盟は「公開競技」として実施しない)
- (2) 当該競技団体の支部組織が、24 以上の都道府県において、当該体育協会へ加盟していること。

2. 実施規模

競技施設及び参加人員の基準については当該競技における全国レベルの大会(日本選手権等)の水準・規模を上回らないものとし、当該開催県と当該競技団体が調整の上、日体協が決定する。 なお、当該競技における全国レベルの大会(日本選手権等)が 600 人以上の規模で実施されている場合、600 人を上限とする。

3. 実施時期

大会開催年度 4 月 1 日以降大会会期内で開催することとし、当該開催県と当該競技団体が調整の上、日体協が決定する。

4. 実施について

実施を希望する当該競技団体は、次の事項について開催都道府県と協議(実施の適否を含む)し、合意を得た上で、正式競技に支障のない範囲で実施すること。

- (1) 競技会の会期(4日間を上限とする)
- (2) 競技会の実施内容及び方法
- (3) 競技会の準備及び運営(原則として、当該競技団体が主導的に行う)
- (4) 開催に係る経費の負担(当該競技団体の自己負担とする)

5. 実施決定の時期と申請

当該大会開催地内定時とし、開催申請書に次の事項を記載の上、日本体育協会会長及び文部科学 大臣あて提出する。

- (1) 実施競技名
- (2) 実施期日
- (3) 会場地、会場
- (4) 実施内容及び方法 (予定参加者数及び競技方法の詳細を明記する)
- (5) その他特に必要とする事項

6. 企業協賛

別に定める「国民体育大会公開競技における企業協賛について」(73頁)に基づき実施することができる。

7. その他

- (1) 天皇杯・皇后杯得点積算対象競技としない。
- (2) 都道府県予選会等を実施する場合には、当該競技団体の責任の下で実施する。
- (3) 参加料、参加者旅費等、当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。

(附 則)

本基準は、平成 20 年 11 月 12 日に制定し、第 70 回大会より施行する。 本基準は、平成 24 年 8 月 29 日に改訂し、第 70 回大会より施行する。

国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準

地方スポーツの振興、国民の健康増進・体力の向上等をはじめ、国民のスポーツ振興を図るために、 次の条件の範囲において、生涯スポーツ社会の実現に寄与するという観点から、「デモンストレーションスポーツ」として実施することができる。

1. 実施対象

原則として、開催地都道府県体育協会加盟団体の実施しているものとする。これ以外のものを 実施する場合は、開催地都道府県の特性を生かしたもの、あるいは開催地都道府県民のスポーツ 振興のため重点的に実施されているもので、いずれも当該都道府県体育協会の推薦するものとする。 なお、正式競技、公開競技の開催に支障のない範囲で実施しなければならない。

2. 運営について

開催地都道府県競技団体が主管する。

3. 参加者の範囲

原則として、開催地都道府県内に居住している者とする。

4. 実施決定の時期と申請

当該大会開催地決定時とし、次の事項を記載した実施申請書を公益財団法人日本体育協会会長及び文部科学大臣あて提出する。

- (1) 実施するスポーツ行事名
- (2) 実施する理由
- (3) 会場地、会場
- (4) 参加人員
- (5) 参加資格
- (6) 実施方法
- (7) その他特に必要とする事項

5. 実施時期

大会開催年度4月1日以降大会会期内で開催することとし、当該開催県と県団体が調整の上、 日体協が決定する。

6. その他

- (1) 参加者には、大会参加記念章を与えることができる。
- (2) その他の事項については、国体開催基準要項及び同細則に準じる。

〈附 則〉

本基準は、平成20年11月12日に制定し、第70回大会より施行する。 本基準は、平成23年8月25日に改訂し、第70回大会より施行する。 本基準は、平成24年12月20日に改訂し、第70回大会より施行する。

国民体育大会における実施競技区分の概念図

競技区分		所 属	競技形式	会 期	成 績	
		毎年実施競技				
	·皇后杯 象競技 競技	隔年実施競技	日体協加盟	都道府県対抗	大会会期内	天皇杯•皇后杯 成績対象
	開催地選択競技 ※第74回〜第77回 大会は休止	(準加盟除く)			但し、隔年実施競技 については、当該大 会実施競技のみを対	
	公開	競技		中央競技団体の 考え方による	十个个期前,内	天皇杯•皇后杯
デモ	・ンストレー	・ションスポーツ	開催都道府県 体協加盟·認定	開催県の 考え方による	大会会期前•内	成績対象外

[補足]

- ・各大会における「正式競技」は、「毎年実施競技」と、「隔年実施競技」のうち当該大会において実施した競技、 並びに「開催地選択競技」とする。
- ・高等学校野球競技については、第70回~第77回大会においては「特別競技」とする。

国民体育大会実施競技の分類

4	+
奓	有

項目	正式競技	公開競技	デモンストレーションスポーツ
実施の主体	日体協、文科省、開催県	当該中央団体	開催県
性格・位置づけ	「今後の国体像について」に示した方向性に合致するとともに、 我が国の各年齢層にわたって顕著な普及が認められ、国民の間に 広く浸透している競技とする。	正式競技以外の競技とし、国民へのスポーツ振興の観点(地方スポーツの振興、国民の健康増進・体力の向上等)から、 実施することができる。	従前実施されていた「デモンストレーションとしてのスポーツ行事」に準じて実施するものとする。
競技形式	都道府県対抗	当該中央団体の考え方による	当該開催県及び県団体の考え方による
総合成績	男女総合成績 (天皇杯)、女子総合成績 (皇后杯) の得点対象競技とする。	男女総合成績 (天皇杯)、女子総合成績 (皇后杯) の得点対象としない。	男女総合成績 (天皇杯)、女子総合成績 (皇后杯) の得点対象としない。
実施規模等	本大会 (37 競技) 及び冬季大会 (3 競技) 合わせて 40 競技とする。	当該中央団体と開催県が調整の上、日体協が決定する。 参加人員及び施設基準については、特に定めない。	当該開催県と県団体が調整の上、日体協が決定する。
競技会会期	(1) 開催県は当該中央団体と調整の上、日体協が決定する。 (2) 実施時期については、大会会期内を原則とする。 (3) 開催県の施設状況等により、競技会の会期内での開催が困難な場合は、会期前に実施することができる。但し、その競技数は3競技程度とする。		
会場地	開催基準要項第7項第4号による。	開催県内において実施する。	開催県内において実施する。
実施競技・種目	(1) 日体協に加盟している中央団体の競技とする。 (2) 実施競技は次の競技とし、1 大会あたり 40 競技とする。 「毎年実施競技」/「隔年実施競技」/「開催地選択競技」	(1) 日体協に加盟している中央団体の競技とする。(準加盟は対象としない) 但し、当該中央団体は、全国の都道府県体育協会に加盟している支部組織を、24以上有していること。 (2) 正式競技に選定された中央団体の競技・種目は除く。	(1) 開催県体協に加盟又は認定されている県団体の競技と する。
参加者の範囲	ブロック又は都道府県代表者(チーム)とする。	当該中央団体が定めた要項によるものとする。	参加者は開催県内の在住者とする。
予選会	県体協及び県団体の責任の下で予選会を実施し、ブロックまたは 都道府県代表者(チーム)を選出する。	出場者 (チーム) を選出するために予選会を実施する場合は、 当該中央団体の責任の下で実施する。	出場者 (チーム) を選出するために予選会を実施する場合は、開催県及び当該県団体の責任の下で実施する。
参加資格	原則として、開催基準要項並びに同細則に基づくものとするが、中央団体が参加資格を別途付加する場合がある。	当該中央団体が定めた要項によるものとする。	当該開催県団体が定めた要項によるものとする。
開催経費の負担	開催県(負担金)、文科省(補助金)、日体協(補助金)	当該中央団体(自己財源)	当該開催県又は県団体等(自己財源)
参加負担金 • 参加料	開催基準要項に基づき日体協が徴収する。	当該競技実施要項に基づき当該中央団体が徴収する。	当該競技実施要項に基づき当該開催県又は県団体が徴収する。
企業協賛	日体協と開催県で調整のうえ実施する。	当該中央団体は日体協の承認を得て実施することができる。	日体協と開催県で調整のうえ実施する。

※ 高等学校野球については、従前どおりの実施内容で、別途「特別競技」として取り扱うこととする。

※ 略称については、次の通りとする

日本体育協会:日体協 / 国民体育大会委員会:国体委員会 / 文部科学省:文科省 / 中央競技団体:中央団体

開催都道府県:開催県 / 都道府県体育協会:県体協 / 都道府県競技団体:県団体

国民体育大会実施競技の分類

項目	正式競技	公開競技	デモンストレーションスポーツ
実施までの手続き	(1)「国民体育大会正式競技の選定基準と評価方法について」に基づき、当該大会の7年前までに「毎年実施競技」及び「隔年実施競技」が選定される。 (2)日体協、開催県並びに当該中央団体で、実施内容について協議する。 (3)開催県は、開催内定時(5年前)に、実施競技名(「開催地選択競技」)を明記した開催申請書を日体協に提出する。 (4)開催申請書について、国体委員会の審議を経て、文科省と協議する。 (5)日体協理事会にて決定する。	む)等について、協議する。 (2)開催県において実施態度を決定する。 (3)日体協と開催県は実施競技について協議する。 (4)開催県は、開催内定時(5年前)までに、実	(2)開催県において実施態度を決定する。 (3)開催決定時(3年前)までに必要書類等を作
その他	[実施競技の見直し] (1)正式競技を実施する中央団体は、別に定める様式により報告書を日体協に提出しなければならない。 (2)日体協は提出された報告書を精査し、「国民体育大会正式競技の選定基準と評価方法について」に基づき、4年ごとに次の区分で見直す。 ・「毎年実施競技」又は「隔年実施競技」として選定する ・正式競技から外れる ※「正式競技」から外れた競技は、「公開競技」として実施することができる。 ※「隔年実施競技」として選定された競技は、「公開競技」として実施することはできない。	原則とする。 (1)競技会の準備並びに運営(競技用具の確保、宿舎の手配、参加受付等、その他全般)について、当該中央団体が経費負担を含め主導的に行う。 (2)開催県は、競技会場の貸与について協力するものとする。 (3)参加料、参加者旅費など当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会	

※ 高等学校野球については、従前どおりの実施内容で、別途「特別競技」として取り扱うこととする。

※ 略称については、次の通りとする

日本体育協会:日体協 / 国民体育大会委員会:国体委員会 / 文部科学省:文科省 / 中央競技団体:中央団体

開催都道府県:開催県 / 都道府県体育協会:県体協 / 都道府県競技団体:県団体

国民体育大会開催基準要項細則

1 本則第 7 項第 1 号の 3(開催地が複数の都道府県にまたがる場合)

総合開・閉会式場及び競技会場地の決定については、当該都道府県が協議の上、 日体協の承認を得なければならない。

2 本則第7項第4号の2(施設基準)

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域スポーツ振興への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。

なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、 開催県及び市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。 (国民体育大会施設基準:39 頁参照)

3 本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)

(1) 大会及びブロック大会

1)参加資格

- ① 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。
 - (i)「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」 (「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国 管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む)
 - (ii) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。
 - i) 「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、 大会実施要項が定める参加申込時に1年以上在籍していること。
 - ii)「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。
 - (iii) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。
 - i) 少年種別年齢域にあった時点において前号(ii)に該当していた者であること。
 - ii)「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会終了 時において「留学」に該当しないこと。
 - [注]上記(iii)ーii)について、大学及び専修学校等に在籍する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。
- ② 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長及び都道府県体協等会長が代表として認め選抜した者であること。
- ③ 前々回又は前回の大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)に選手又は 監督として参加した者が異なる都道府県から参加する場合については、2 大

会以上の間を置かなければならない。ただし、次の場合は該当しないこととする。

- (i) 成年種別
 - i) 新卒業者
 - ii) 結婚又は離婚に係る者 [注] i)及び ii)は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。
 - iii) ふるさと選手(45 頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による)
 - [注] 47 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」 の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

(ii) 少年種別

- i) 新卒業者
- ii) 結婚又は離婚に係る者
- iii) 一家転住に係る者(46 頁の「『一家転住等』に伴う特例措置」による) [注] i)からiii)は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。
- iv) JOC エリートアカデミーに在籍する者 (47 頁の「JOC エリートアカデミー に係る選手の参加資格の特例措置」による)
- ④ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。
- ⑤ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競技に限り参加できる。
- ⑥ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加 することはできない。
- ⑦ 上記のほか、選手については次のとおりとする。
 - (i) 本則第 17 項に定める都道府県大会等に参加し、これを通過した者であること。ただし、別に定める「国民体育大会予選会免除に関する要領」(48 頁)及び「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(49 頁)に基づき予選会への参加が免除となった者については、この限りではない。
 - (ii) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。
 - (iii)ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。
- ⑧ 上記のほか、監督については日体協公認スポーツ指導者制度に基づく、当該 競技団体が定める公認資格を有する者とする。
- 2) 選手の年齢基準及び所属都道府県

選手の年齢基準及び所属都道府県は、次のとおりとする。

ただし、日体協が特に認める場合、以下の年齢基準にかかわらず、競技ごとに 年齢区分を設定することができるものとし、年齢の下限は大会開催年(冬季大会 は前年)の4月1日現在、14歳(中学3年生)とする。

①成年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の4月1日現在、18歳以上の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

(i) 居住地を示す現住所

- (ii) 勤務地
- (iii) ふるさと (45 頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)
 - [注] 47 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」 の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

② 少年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の4月1日現在、15歳以上18歳未満の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

- (i) 居住地を示す現住所
- (ii) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地
- (iii) 勤務地
- (iv) 「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」(47頁)に 定める小学校の所在地
- [注] 上記の属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「『学校教育法』第 1 条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、大会開催年(冬季大会は開催前年)の 4 月 30 日以前から大会終了時まで引き続き当該地に、居住又は勤務、通学していなければならない(「居住地を示す現住所」における「日常生活」及び「勤務地」における「主たる勤務実態」については、別に基準を定める)。ただし、次の者は、この限りではない。

[成年種別]

- (a)「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(49頁)の対象者 [少年種別]
- (a) 一家転住に係る者(46 頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)
- (b) 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(49 頁)の対象者

(2) 都道府県大会

- 1) 都道府県体協等は、大会の運営の円滑化を図るため、市町村体育協会、同教育委員会等と緊密な連絡をとり、前号に準拠した選手及び監督を各競技の参加者とする。
- 2) 各競技の選手及び監督は、大会主催者が定める参加申込書を提出する。
- 3) 当該競技団体に登録していない者又はチームの取り扱いは次のとおりとする。
 - (i) 大会主催者が定めた参加申込書を提出することにより、当該競技団体 の一時登録者又は仮加盟者とみなし、参加料等を徴収することができる。 なお、特に経験を必要とする競技については、当該競技団体が参加資 格を別に定めることができる。
 - (ii) 参加申込書が受理された時点で参加条件が満たされたこととし、以降本 大会まで当該競技団体の定めた競技者規定等を遵守すること。

(3) その他

参加資格等に疑義があるときは、日体協及び当該競技団体が調査審議の上、 日体協がその可否を決定する。

- 4 本則第10項第3号(各季大会の実施競技及び各競技の参加人員)
 - (1) 第70回大会から第73回大会における実施対象競技は次のとおり。
 - 1)正式競技(41競技)
 - ① 毎年実施競技(37 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、クレー射撃、ボウリング、ゴルフ

「冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

②隔年実施競技(4競技)

[本大会]

軟式野球、銃剣道、なぎなた、トライアスロン

2) 公開競技(4競技)

[本大会]

綱引、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4)特別競技

[本大会]

高等学校野球

- (2) 第74回大会から第77回大会における実施対象競技は次のとおり。
 - 1)正式競技(41競技)
 - ① 毎年実施競技(39 競技)

「本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

②隔年実施競技(2競技)

「本大会]

銃剣道、クレー射撃

2) 公開競技(5競技)

「本大会]

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4)特別競技

「本大会]

高等学校野球

(3) 正式競技及び特別競技の参加人員は42頁に示すとおり。

5 本則第11項第1号の3及び第2号の4(総合成績決定方法)

- (1)総合表彰(都道府県)における総合成績決定方法
 - 1) 各都道府県の男女総合成績及び女子総合成績は、冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の得点を合計したものとし、その合計得点が多い順に順位を決定し、第 1 位から第 8 位まで表彰する。ただし、同点の場合は、その順位を共有し、その次の順位を欠位とする。
 - 2) 各都道府県の総合成績は、大会総務委員会が決定する。
 - 3) その他業務上必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別表彰における総合成績決定方法

各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績は、次の競技得点及び参加得点を合計し、その多い順に順位を決定し、第1位から第8位まで表彰する。ただし、同点の場合は、順位を共有し、その次の順位を欠位とする。

各競技会の総合成績は、競技団体が決定するが、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

1) 競技得点

競技得点は、次の2種類とし、第1位から第8位までの都道府県に与える。ただし、同順位の場合の競技得点は、次順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は小数第3位以下を切り捨てる。

		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
	4 人以下	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
種別	5人以上7人以下	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	5 点
	8 人以上	64 点	56 点	48 点	40 点	32 点	24 点	16 点	8 点
種目		8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

「注」「種別」:種別などに与える得点 「種目」:種目などに与える得点

2) 参加得点(76 頁)

参加得点は10点とし、その基準を下記のとおりとする。

- ① 都道府県が大会に直接エントリーする競技については、参加種別数にかかわらず、大会の参加をもって得点を与える。
- ② ブロック大会を経て参加する競技については、ブロック大会を大会参加とみなし、得点を与える。ただし、ブロック大会で大会の出場権を獲得しながら、大会に参加しなかった場合は与えない。
- (3) 参加資格違反並びにアンチ・ドーピング規則に対する違反に関わる競技順位等の取り扱い

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」(78頁)によるものとする。

6 本則第13項第3号(開催申請書の様式及び添付書類)

(1) 様 式

開催 申請書

公益財団法人 日本体育協会会長 殿文 部 科 学 大 臣 殿

平成○○年の第○○回国民体育大会[○季大会]を○○県において開催いたしたく、ここに申請します。

年 月 日 都道府県体育協会会長名

都 道 府 県 知 事 名 印

印

印

都道府県教育委員会名

(2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日体協及び文部科学省が了解している 事項については、省略することができる。

1) 都道府県議会決議書

ただし、都道府県は会場地市町村との間で、競技会開催に係る合意書(又は契約書)を取り交わしておくこと。

- 2) 実施予定競技及びその種類
- 3) 実施予定競技の会場地とその施設概要 施設については、縦横の長さ、高さ、面積、照明度、観客収容能力等を具体的に 記載する。
- 4) 大会運営費及び施設費の予算書

収入財源を明確にし、支出については、特に新設施設の予算額と経費負担区分を明らかにする。年次計画のあるものについては、年度ごとの計画と予算書を明らかにする。

5) 予定会場地ごとの宿泊可能数調査書

予定会場地内及び交通機関を利用して約 30 分以内に会場に到着することができる隣接地のホテル、旅館等の名称、その畳数、所有寝具数、1 人 3.3 ㎡(2 畳)以上を基準とした場合の収容人数と旅館側で希望する宿泊人員数を記載する。

7 本則第19項第5号(各競技会表彰式の要領)

各競技の表彰式は、できるだけ簡素なものとし、概ね次のとおりとする。

- •成績発表
- •表彰状授与
- ・大会会長トロフィー授与
- ・競技会会長閉会のあいさつ
- ・会場地代表歓送のことば
- •国旗降納
- •大会旗、実施競技団体旗、会場地市町村旗降納

8 本則第25項(実施要項に記載する内容)

- (1) 大会実施要項
 - 1)総則
 - ① 開催の趣旨 ② 実施競技 ③ 会期及び会場 ④ 競技方法
 - ⑤ 参加資格 ⑥ 表彰の方法 ⑦ 参加申込方法
 - ⑧ 宿泊申込方法 ⑨ 参加上の注意
 - 2) 大会日程と会場一覧表
 - 3) 各競技実施要項
 - 4) 天皇杯·皇后杯授与規程
 - 5) 大会会長トロフィー授与規程
 - 6) 日体協加盟競技団体一覧表
 - 7) 開催県体育協会加盟団体一覧表
 - 8) 開催県各会場地市町村実行委員会事務局一覧表
- (2) 各競技別実施要項
 - 1)期日
 - 2)会場
 - 3) 種別(種目)及び参加人員
 - 4) 競技上の規程及び方法
 - 5) 予選方法
 - 6)参加資格等
 - 7) 成績採点方法
 - 8)表彰の方法
 - 9)参加申込方法
 - 10)参加上の注意
 - 11) その他

9 本則第29項第2号(プログラムに記載する内容)

- (1)総合プログラムには、下記のものを掲載しなければならない。
 - 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
 - 2)大会役員
 - 3) 天皇杯·皇后杯授与規程
 - 4)参加人員一覧表
 - 5) 各競技会別会場及び大会日程一覧表
 - 6) 各競技の日程及び組合せ
 - 7) その他必要な事項
- (2) 競技別プログラムには、下記のものを掲載しなければならない。
 - 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
 - 2) 全国を統轄する競技団体会長あいさつ及び会場地市町村代表の歓迎のことば
 - 3) 大会役員

- 4) 競技会役員
- 5) 競技役員、係員及び補助員
- 6) 天皇杯·皇后杯授与規程
- 7) 大会会長トロフィー授与規程
- 8) 表彰式次第
- 9)会場図
- 10) 競技日程
- 11)競技の見方
- 12)組合せ
- 13)都道府県別参加人員
- 14) その他必要な事項
 - (注) 6)、7)は、正式競技のみ記載する。

10 本則第40項第1号(国民体育大会参加者傷害補償制度の運営)

- (1) 大会参加の都道府県体協等は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金を日体協に納入する。
- (2) 制度負担金の額は日体協が定める。
- (3)制度負担金の充当先については、日体協が定める。
- (4) 都道府県代表選考過程における傷害等については、当該参加者本人及び予選会等代表選考の主催者の責任において別途傷害保険等に加入するなどの対応をとること。

〈附則〉

- (1) 本細則は、昭和 58 年 12 月 7 日改定し、施行する。ただし、下記については、それぞれ昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。
 - 3-(1) ①オ(ア)
 - 3-(1) ②ウ"大学を除く"
 - 5-(1) (1)(2)
- (2) 本細則の下記については、昭和 62 年 12 月 10 日改定し、昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。
 - 4、7-(1)(2)及び附則(1)
- (3) 本細則第4項水泳競技飛込種別の選手数については、平成元年12月6日改定し、施行する。
- (4) 本細則附則(1)については、平成2年5月16日改定し、施行する。
- (5) 本細則の下記については、平成3年12月2日改定し、施行する。 4の成年2部の廃止と、これに伴う実施種別と実施時期の明記
- (6) 本細則の下記については、平成4年1月31日改定し、平成4年4月1日から施行する。 4(軟式庭球をソフトテニスに変更)
- (7) 本細則の下記については、平成5年6月8日改定し、施行する。
 - 6-(2)-⑤(予定会場地ごとの宿泊可能数調査書)

- (8) 本細則の下記については、平成 5 年 6 月 29 日新設し、施行する。 11-(1) (国民スポーツ振興事業)
- (9) 本細則附則(1)については、平成7年6月21日改定し、施行する。
- (10) 本細則の下記については、平成8年1月9日改定し、以下により施行する。

第2項(施設基準)は、細則(注)2に記載の日より施行する。

第3項(1)②のエ()書きは、平成8年1月9日より施行する。

第4項(各季大会の実施競技及び各競技の参加人員)は、細則補足説明記載の日より施行する。

- (11) 本細則の下記については、平成8年4月26日改定し、以下により施行する。 第4項のライフル射撃競技種別の種目については、第55回大会より施行する。 同項空手道競技種別の監督、選手数及び種目については、第52回大会より施行する。
- (12) 本細則の下記については、平成8年6月11日新設し、第54回大会より施行する。 第2項及び第4項のゴルフ競技に関わる項目の新設。
- (13) 本細則附則(1)については、平成9年1月14日に改定し、第52回夏季大会より施行する。
- (14) 細則の下記については、平成 10 年 6 月 17 日改定し、以下により施行する。 第 2 項の秋季大会式典会場に関わる項目は、平成 10 年 6 月 17 日より施行する。 第 2 項及び第 4 項の漕艇、軟式野球及びカヌーの各競技に関わる項目は、平成 10 年 6 月 17 日より施行する。

第3項(1)①オの成年2部に関わる項目については、第54回大会より施行する。

- (15) 本細則の下記については、平成10年12月9日改定し、第54回大会より施行する。 第4項のバレーボール及び体操競技の参加人員、並びにヨット競技の種目。
- (16) 本細則第2項のヨット競技施設基準については、平成11年6月16日改定し、施行する。
- (17) 本細則第 4 項のサッカー競技参加人員については、平成 11 年 9 月 7 日改定し、第 57 回大会より施行する。
- (18) 本細則の下記については、平成11年12月15日改定し、以下により施行する。 第4項のライフル射撃及びボートの各競技種目については、第55回及び第56回大会より、それぞれ施行する。
- (19) 本細則第 4 項のヨット競技種目については、平成 12 年 3 月 8 日改定し、第 56 回大会より施行する。
- (20) 本細則第4項の体操競技参加人員については、平成12年6月21日改定し、第56回大会より施行する。
- (21) 本細則第 4 項のゴルフ及びテニスの各競技参加人員については、平成 12 年 8 月 23 日改定し、第 56 回大会より施行する。
- (22) 本細則の下記については、平成 12 年 12 月 13 日改定し、以下により施行する。 第 2 項及び第 4 項のヨット競技名称については、平成 12 年 12 月 13 日より施行する。 第 4 項の弓道及びライフルの各競技参加人員については、第 56 回大会より施行する。
- (23) 平成 13 年 1 月 6 日の省庁再編に伴う文部科学省等の表記の変更については、同日 改定し、施行する。
- (24) 本細則の下記については、平成13年3月14日改定し、以下により施行する。 第2項の前文及び第4項のボウリング競技参加人員については、平成13年3月 14日より施行する。

第2項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第5項の競技得点の施行時期については、平成13年6月開催の国体委員会にて決定する。

第8項(開催地都道府県実行委員会が日体協と協議し、承認を受けなければならない 事項)については、本則第23項への振替えにより削除し、以下項を繰り上げるものとする。

- (25) 本細則第2項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第5項の競技得点については、第61回及び第58回大会より、それぞれ施行する。(平成13年6月22日開催の国体委員会にて決定)
- (26) 本細則の下記については、平成 14 年 3 月 14 日改定し、以下により施行する。 第 2 項のアイスホッケー競技施設基準については、第 59 回大会より施行する。 第 6 項(2)①の開催申請書添付書類については、冬季大会は第 60 回大会、夏・秋季 大会は第 62 回大会の開催申請書提出時より施行する。
- (27) 本細則第 4 項のレスリング競技参加人員については、平成 14 年 7 月 2 日改定し、第 58 回大会より施行する。
- (28) 本細則第 4 項の競技参加人員(注)4 については、平成 14 年 8 月 20 日新設し、第 58 回大会より施行する。
- (29) 本細則第3項(1)①ウの参加資格については、平成14年12月24日改定し、第58回以降の大会に参加した監督及び選手について適用する。
- (30) 本細則第2項のアーチェリー競技施設基準については、平成15年3月4日改定し、 第60回大会より施行する。
- (31) 本細則第5項(1)①競技得点については、平成15年3月4日改定し、施行する。
- (32) 本細則第 3 項(1)①オ(オ)及び第 5 項(3)のドーピング・コントロール関連事項については、平成 15 年 4 月 25 日新設し、施行する。
- (33) 本細則第 4 項のレスリング競技参加人員については、平成 15 年 8 月 19 日改定し、 第 59 回大会より施行する。
- (34) 本細則第3項(1)①オ(イ)については、平成15年12月19日新設し、第59回大会より施行する。
- (35) 本細則第 3 項(1)①ウの所属都道府県の特例措置については、平成 16 年 4 月 13 日に改定し、第 60 回大会より施行する。
- (36) 本細則第3項(1)①の参加資格及び②の選手の年齢基準及び所属都道府県については、平成16年4月13日に改定し、第60回大会より施行する。
- (37) 本細則第 3 項(1)1)①(ii)、(iii)の「日本国籍を有しない者」の参加資格については平成 16 年 6 月 18 日に改定し、第 60 回大会より施行する。
- (38) 本細則については、平成17年6月16日に改定し、第61回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、次の項目については第60回夏季大会より適用する。
 - ・「第5項(3) アンチ・ドーピング規則違反に関わる得点等の取り扱い」
 - 「第10項 国民体育大会参加者傷害補償制度の運営」
- (39) 本細則第 4 項のセーリング競技参加人員については、少年種別における使用艇種が FJ 級からセーリングスピリッツ級に変更となることに伴い、平成 17 年 12 月 22 日改定し、 第 62 回大会より施行する。
- (40) 本細則第4項(各競技の参加人員)については、平成15年3月25日策定の「国体改革2003」における大会規模の適正化(参加総数の削減)に伴い改定する。なお、各競技の実施時期については以下のとおり。
 - ・ スケート競技については、第60回大会より施行する。
 - ・ サッカー競技、テニス競技、卓球競技、バドミントン競技、ライフル射撃競技、ゴルフ 競技については、第61回大会より施行する。
 - ・ その他の競技については、第63回大会より施行する。
 - ・ 体操競技少年男子種別新体操種目については、第64回大会より休止する。
 - ・ バレーボール競技成年男女種別9人制については、第66回大会より廃止する。

- (41) 本細則第2項(施設基準)については、(40)の大会規模の適正化等に伴い、 以下の競技において第63回大会より改定し施行する。
 - スキー競技、ホッケー競技、ボクシング競技、バスケットボール競技、 セーリング競技、ウエイトリフティング競技、ハンドボール競技、馬術競技、 フェンシング競技、柔道競技、カヌー競技、ボウリング競技
- (42) 本細則第 2 項の山岳競技施設基準については、縦走種目を廃止し新たにクライミング種目を導入することに伴い、平成 17 年 8 月 11 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (43) 本細則第 2 項の山岳競技施設基準については、国際競技規則において、種目の名称が変更となる(クライミング種目→リード種目)ことから、平成 18 年 12 月 20 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (44) 本細則第4項の空手道競技参加人員(内訳)については、少年男子種別に「形」種目を導入するなど、参加人員内訳等に変更が生じることに伴い、平成18年12月20日改定し、第63回大会より施行する。
- (45) 本細則第2項のボウリング競技施設基準については、競技会場のレーン数に応じ競技 日数を設定できるよう、平成19年3月7日改定し、第63回大会より施行する。
- (46) 本細則第3項第1号-1)-⑤-(iv)「単一大学又は実質的に単一大学の学生によって構成される団体競技のチームの参加に関する項」については、国体改革2003における参加制限撤廃等の観点から、平成19年3月7日改定し、第63回大会より削除する。
- (47) 本細則第4項の弓道競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から、平成19年3月7日改定し、第63回大会より施行する。
- (48) 本細則第 3 項第 1 号-1)-⑤-(v)及び第 5 項第 3 号については、(財)日本アンチ・ドーピング機構が定める日本ドーピング防止規程の発効に伴い、平成 19 年 7 月 1 日改定し、施行する。
- (49) 本細則第 4 項のボート競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に 伴い、平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (50) 本細則第 4 項のホッケー競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の 観点から平成19年8月29日改定し、第63回大会より施行する。
- (51) 本細則第 4 項の馬術競技参加人員(内訳)については、各ブロック間の人員配分の均等化を考慮し、平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (52) 本細則第4項の水泳競技参加人員(内訳)については、各種目の普及・強化状況等を 考慮し、平成19年12月19日改定し、第63回大会より施行する。
- (53) 本細則第 4 項のカヌー競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に 伴い、平成 20 年 3 月 19 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (54) 本細則第 5 項第 3 号の「ドーピング防止規則に対する違反に関わる得点等の取り扱い」については、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則(平成 15 年 6 月 20 日制定、平成 17 年 6 月 1 日及び平成 19 年 8 月 29日改定)」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定(平成 19 年 3 月 7 日制定)」を統合・整理した「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」を制定し(平成 20 年 4 月 25日)、施行する。
- (55) 本細則第3項第1号-1)-③-(ii)-iii)の「一家転住等に係る者」における「一家転住等に伴う特例措置」については、転居先及び転居元都道府県における都道府県代表選考状況により、参加することができる都道府県を明確にするため、平成20年4月25日改定し、施行する。

- (56) 本細則第4項別表[国民体育大会実施競技及び参加人員]補足4・陸上競技会ハーフマラソン種目の項目については、同種目実施に係る開催地の経費負担等を考慮し、平成20年12月17日改定、削除する。
- (57) 本細則第 10 項第 4 号については、当該制度の対象がブロック大会及び本大会となったことから新たに明記し、平成 20 年 12 月 17 日改定、第 64 回国民体育大会(平成 21 年 4 月 20 日)より施行する。
- (58) 本細則第2項のカヌー競技施設基準及び第4項のカヌー競技参加人員(内訳)について、国際連盟規定の改定により、同競技各種目名称を変更することから、平成20年3月18日改定、第64回国民体育大会(平成21年4月1日)より施行する。
- (59) 本細則第 2 項の陸上競技施設基準については、(財)日本陸上競技連盟規程の改定により、平成 21 年 6 月 19 日改定し、施行する。
- (60) 本細則第3項第1号-1)については、平成21年8月26日改定し、第65回以降の大会に参加した選手及び監督について適用する。
- (61) 本細則第3項第1号-1)-③及び同2)については、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を設けることに伴い、平成21年12月16日改定、第65回大会より施行する。
- (62) 本細則第 4 項の水泳競技(競泳・飛込)及びセーリング競技参加人員(内訳)については、参加人員制限のための予備エントリー制度を導入することに伴い、平成 21 年 12 月 16 日改定、第 65 回大会より施行する。
- (63) 本細則の下記については、平成21年12月16日新設し、第70回大会より施行する。 第2項及び第4項のトライアスロン競技に関わる項目の新設。
- (64) 本細則第 1 項及び施設基準における「総合開・閉会式」の表記については、第 65 回 大会より冬季大会を含め回数を同じくする同一年の大会の開・閉会式を一本化して実施 することに伴い、平成 22 年 3 月 17 日改定し、適用する。
- (65) 本細則第 4 項(各季大会の実施競技)については、平成 22 年 3 月 17 日改定(「国民体育大会における実施競技について〈平成 20 年 8 月 27 日制定〉」)し、第 70 回大会より施行する。
- (66) 本細則第1項第1号-1)-①-(ii)及び同(iii)については、平成22年6月18日 改定し、第66回大会より適用する。
- (67) 本細則第 4 項の体操競技及びバレーボール競技参加人員(内訳)については、平成 22 年 12 月 16 日改定し、第 66 回大会より施行する。
- (68) 本細則第2項のサッカー競技施設基準については、平成23年3月25日改定し、第66回大会より施行する。
- (69) 本細則第 4 項のラグビーフットボール競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 3 月 25 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (70) 本細則は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。
- (71) 本細則第 3 項第 1 号 1)の① (iii) ii)及び②、⑦ (i)、本細則第 3 項第 1 号 2) [注]、本細則第 3 項第 2 号 1)、本細則第 10 項については、平成 23 年 8 月 25 日 改定し、施行する。本細則第 3 項第 1 号 1)の⑧については、平成 23 年 8 月 25 日 新設し、第 68 回大会より施行する。
- (72) 本細則第2項のウエイトリフティング競技施設基準については、平成23年12月15日 改定し、第68回大会より施行する。
- (73) 本細則第 4 項のウエイトリフティング競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 68 回大会より施行する。

- (74) 本細則第 4 項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 12 月 15 日 改定し、第 67 回大会より施行する。
- (75) 本細則第4項のゴルフ競技参加人員(内訳)については、平成24年5月17日改定し、 第68回大会より施行する。
- (76) 本細則第3項第1号の1)-①-(ii)-ii)及び(iii)、2)-[注]については、平成24年6月21日改定し、施行する。
- (77) 本細則第 4 項のアーチェリー競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 6 月 21 日 改定し、第 68 回大会より施行する。
- (78) 本細則第3項第1号の1)-①及び⑦-(i)、2)、2)-②、2)-[注]については、平成24年12月20日改定し、施行する。
- (79) 本細則第 4 項のテニス競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 12 月 20 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (80) 本細則第 4 項の体操競技参加人員(内訳)については、平成 25 年 3 月 7 日改定し、 第 69 回大会より施行する。
- (81) 本細則第4項のセーリング競技の実施種目については、平成25年3月7日改定し、 第70回大会より施行する。
- (82) 本細則第2項の自転車競技施設基準については、平成25年6月21日改定し、第69回大会より施行する。
- (83) 本細則第 4 項のバスケットボール競技参加人員(内訳)については、平成 25 年 6 月 21 日改定し、第 74 回大会より施行する。
- (84) 本細則第2項の柔道競技施設基準については、平成25年12月12日改定し、第69回大会より施行する。
- (85) 本細則第 4 項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成 25 年 12 月 12 日 改定し、第 70 回大会より施行する。
- (86) 本細則第2項のトライアスロン競技施設基準については、平成26年3月13日改定し、 第71回大会より施行する。
- (87) 本細則第4項のホッケー競技参加人員(内訳)については、平成26年3月13日改定し、第69回大会及び第70回大会より施行する。
- (88) 本細則第4項の第74回大会から第77回大会における実施対象競技については、平成26年3月13日改定し、第74回大会より施行する。
- (89) 本細則第2項のスキー競技施設基準については、平成26年12月11日改定し、第70回大会より施行する。
- (90) 本細則第4項の弓道競技参加人員(内訳)については、平成26年12月11日改定し、 第70回大会より施行する。
- (91) 本細則第3項(1)1)③及び④については、平成27年3月12日に改定し、第70回本 大会より施行する。
- (92) 本細則第5項第3号については、日本アンチ・ドーピング規程(2015年1月1日版) の発効に伴い、平成27年3月12日改定し、施行する。

国民体育大会施設基準

【国民体育大会冬季大会】

競技	基準	摘 要
スキー	ジャンプ台ヒルサイズは 80m 以上 1、 クロスカントリーコース男子 15km(周回 でもよい)、 女子 5km 各 1、ジャイアントスラローム コース 1 又は 2	原則として 2 会場とし、開催地の都合で 3 会場に分かれてもよい。 ジャンプ台について、ヒルサイズが 80m に満たない場合は全日本スキー連盟において協議する。L 点角度については、ヒルサイズ 85m 以上は31 度以上とし、ヒルサイズ 85m 未満の場合は全日本スキー連盟において協議する。
スケート	スピードスケートリンク 1 周 400 m 1、 屋内フィギュアスケートリンク 1 面	2会場地に分かれてもよい。
アイスホッケー	アイスホッケーリンク 3 面 (うち屋内 2 面、豪雪対策用 1 面)	2 会場地以上に分かれてもよい。 開催地で対応できない場合は近接県又はブロック内の施設で行うことができる。

【国民体育大会】

【国氏体育人会】	++ 144	± =
競技	基準	摘 要
総合開·閉会式	式典会場は、観覧席が仮設スタンドを含み、約3万人を収容できる施設 屋外の式典会場の場合は、雨天対策用として体育館1	
陸上競技	日本陸上競技連盟公認の1種競技場1	1周400mのサブトラック1、投てき 練習場1
水泳	日本水泳連盟公認のプール 1. 競泳用 50m プール 1 (隣接して 25m 補助プール 1) 2. 飛込、シンクロナイズドスイミング用プール 1 (飛込用として 10m の固定台と 3m の飛板を備えていること。) 3. 水球用プール 1	左記 1、2、3 は、至近距離にある異なった会場であることが望ましい。
サッカー	規定の競技場芝生 7 面以上	2 会場地以上に分かれてもよい。 原則、天然芝とするが、全 3 面まで JFA 公認人工芝ピッチの使用を可能 とする。
テニス	規定のコート 20 面	2 会場地に分かれる際は 24 面と する。
ボート	1,000mの5コースを有する水路1、艇庫1(仮設でもよい。) 回漕用として1コース程度を付設する水路	
ホッケー	規定の競技場 2 面	
ボクシング	規定のリング 2 面を設置することができる体育館 1 (床面積:縦40m以上×横35m以上) 検診、計量会場、医療室、グロービング室、選手練習場 などの付帯施設	
バレーボール	規定の屋内コート8面	2 会場地以上に分かれてもよい。体育館の天井の高さは 10m 以上が望ましいが、7m 以上あればよい。
体操	規定の各器具を設置することができる体育館1	2会場地に分かれてもよい。

競技	基準	摘 要
バスケットボール	規定の屋内コート 10 面	近接であれば 2 会場地以上に分かれてもよい。
レスリング	規定のマット4面を設置することができる体育館1	2 会場地に分かれてもよい。
セーリング	日本セーリング連盟が適当と認める水域1 (2海面) ヨットハーバー、艇庫及び競技運営棟(仮設でもよい)	
ウエイトリフティング	・競技会場は下記のいずれかとする。 ①規定のプラットホーム 1 面を設置することができる施設 1 ②規定のプラットホーム 2 面を設置することができる施設 1 ③規定のプラットホーム 1 面を設置することができる施設 2 ・ウォーミングアップ場を各施設に1(8セット以上のバーベルとプラットホーム) ・練習会場 1(10 セット以上のバーベルと練習用プラットホーム)	③の場合は両施設が近接していることが望ましい。 競技日程は、競技会場が①の場合は5日間、②あるいは③の場合は3日間とする。
ハンドボール	規定の屋内競技場 6 面	2 会場地に分かれてもよい。体育館 の天井の高さは 10m 以上が望まし いが、7m以上あればよい。
自転車	規定の競技場 1、 規定のロードレースコース(1 周の周長が少なくとも 10 km以上であり、10~15 kmを原則とする周回ロード コース)	
ソフトテニス	規定のコート 16 面	2 会場地に分かれてもよい。
卓球	規定のコート 12 面 (予備コート 2 面を含む) を設置 することができる体育館 1	2 会場地に分離して開催する場合は、各体育館に規定のコート8面を設置する。
軟式野球	規定の野球場 5 面	2 会場地以上に分かれていても よい。 2 会場地以上に分かれる場合は6面 とする。
相撲	規定の競技場 1	
馬術	障害馬術競技場 1 面 70m×50m(楕円形でも可)、別途 ダービーコースを隣接する。 障害練習場 2 面 (うち 1 面は競技場隣接) 馬場馬術競技場 1 面 90m×50m 馬場馬術練習場 2 面 (うち 1 面は隣接) 厩舎 227 馬房(1 馬房 3m×3m) 隔離厩舎 2 馬房 (1 馬房 4m×4m) ホースマネージャー宿舎 47 名収容(各県 1 名男女別)	各施設は仮設並びにリースでもよい。
フェンシング	規定のピスト8面を設置することができる体育館1	開催時期により空調施設を有する ことが望ましい。
柔道	規定の競技場3面を有する柔道場又は体育館1 試合会場に隣接した練習場1(150畳程度)	試合場は原則として床面に直接畳を設置する。ただし、床面が固く、 弾力が無い場合はかさ上げをする など、選手の安全を考慮して設置す る。
ソフトボール	規定の競技場8面	2 会場地以上に分かれてもよい。
	I .	ı

競技	基準	摘 要
バドミントン	規定のコート8面を有する体育館1	2 会場に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは 12m以上あ ればよい。
弓道	規定の弓道場 1、遠的競技場 1(仮設でもよい。)	
ライフル射撃	規定のライフル射撃場(エア・ライフル 26 射座 1、スモールボア・ライフル 24 射座 1、ピストル 18 射座 1、光線銃 13 射座の体育館 1)	2 会場地以上に分かれてもよい。 エア・ライフル、スモールボア・ライフルとも電子標的装置とすることが望ましい。
剣道	規定の競技場2面を有する剣道場又は体育館1	
ラグビーフットボール	規定の競技場3面(うち芝生の競技場2面)	2会場地に分かれてもよい。
山岳	日本山岳協会が適当と認めるリード施設およびボル ダリング施設	高さ12m以上(ルート長さ15m以上) 幅3m以上のリード施設2面、 高さ5m、面積60㎡のボルダリング 施設2基。 1会場で実施
カヌー	1. カヌースプリント 日本カヌー連盟が適当と認める幅101m以上を有する500m以上のコース1、艇庫1(艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい。) 2. カヌースラローム、カヌーワイルドウォーター 日本カヌー連盟が適当と認める河川1、艇庫1(艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい。)	2 会場地以上に分かれてもよい。
アーチェリー	70mの射程距離を有する施設 1	
空手道	規定の競技場4面を有する空手道場又は体育館1	
銃剣道	規定の競技場2面を有する体育館1	
クレー射撃	規定の射場トラップ1面、スキート1面	
なぎなた	規定のコート2面を有する体育館又は武道館1	
ボウリング	JBC公認競技場とし、競技場のレーン数に応じて、 競技日数は以下のとおりとする。 ・1 会場で 40 以上のレーンを有する場合は、競技日 数は5日間以内とする。 ・1 会場で 34~38 のレーンを有する場合は、競技日 数は6日間以内とする。 ・2 会場で、それぞれ 32 以下のレーンを有する場合 は、競技日数は5日間以内とする。	2 会場地に分かれてもよい。 使用ピンは、JBC認証ピンである こと。
ゴルフ	日本ゴルフ協会が開催を可能と認めた54ホール(3コース)の施設を有する競技場	2 会場地以上に分かれてもよい。
トライアスロン	規定のコース(スイム 1.5km、バイク 40km、ラン 10km)	スプリントディスタンス (スイム 0.75 km、バイク 20 km、ラン 5 km) でも可能とする。

【特別競技】

競技	基準	摘 要
高等学校野球	規定の野球場3面	2会場地に分かれてもよい。

(注) 1. 「規定」とは、各競技団体の定める規定をいう。

国民体育大会実施競技及び参加人員

[国民体育大会冬季大会]

	(五令学人云]							
競技	種別•種目		内訳		小計		合計	備考
		監督	選手	県数	監督	選手		
	成年男子 成年女子	9	40 以内	47	1月 75	МФ	1,660	1,660名を超えるときは全日本ス
74-	少年男子 少年女子	32 以内		47	1県 75	以内	以内	キー連盟が調整する。
	成年男子 成年女子	12 以内	30 以内	47	1県 66	以内	858	858名を超えるときは日本スケート
<i>∧</i> ⁄/ − Γ	少年男子 少年女子	12 KM	24 以内	47	1条 00	EXP)	以内	連盟が調整する。
アイスホッケー	成年男子	1	16	26	26	416	663	
/ イスホック ー	少年男子	1	16	13	13	208	003	
合計(名)				-			3,181	

「 国民休育士会]

[国民体育ス			1			会 to I	E			ı
競技		種別•種目	1		内訳	参加人.	小計		1	備考
邓元 1又		作生力リー作生に	1	監督	選手	県数	監督	選手	合計	
	成年男子				<u> </u>	71.34		<u> </u>		所収 思ての苦灯は1なし フの
陸上競技	少年男子			2	29 以内	47	1,457	П Р	1,457	監督、選手の兼任は1名とし、その 場合は参加選手を30名とすることが
座上別仅	成年女子			2	(男子19名以内、	47	1,437	以內	以内	場合は参加選子を30名とすることが できる。
	少年女子				女子19名以内)					(3%)
			成年男子		42					
	競泳		成年女子	2	以内	47	1,224	以内		
			少年男子 少年女子		(男子24名以内、 女子23名以内)					競泳と飛込の選手数は、予備エント
			成年男子		X 120 H 5 H 7				1,584	リー人数に基づき日本水泳連盟が
水泳			成年女子						以内	調整する。
	飛込		少年男子	1	4	47	108	以内	2/11	成年選手は監督を兼任することが
			少年女子							できる。
	水球		少年男子	1	11	16	16	176		
	シンクロナイス	下スイミング	少年女子	1	2	20	20	40		
il. ih	成年男子			1	15	16	16	240	000	成年男子及び女子の監督は選手を
サッカー	女子 少年男子			1	15 16	16	16 24	240	920	兼ねることができる。
	成年男子			1	2	24 32	24	384 64		
	成年五子				2	32		64		監督は参加申込みの際に担当種
テニス	少年男子			2	2	47	94	94	410	410 別を入力しなければならない。 選手と監督の兼任はできない。
	少年女子				2	47	1	94	1	
		舵手つきる			6	20				
	成年男子	ダブルスカ			2	47		234		
		シングルス			1	20				
	成年女子	舵手つき/ ダブルスカ	ウォドルプル		6 2	20		170		各都道府県の監督数は、ブロック
	成平女丁	シングルス			1	15 20	1	170		大会の結果により、網掛けをした種 896 目に参加する数と同数とする(1~6 名)。 選手と監督の兼任はできない。
ボート			ウォドルプル	1~6	6	20	142		896	
	少年男子	ダブルスカ			2	20	1	180		
		シングルス			1	20	1			
			ウォドルプル		6	20				
	少年女子	ダブルスカ			2	15		170		
	N ← III →	シングルフ	ベカル		1	20	1.0	100		
	成年男子			1	13 13	10	10 10	130		成年男子・成年女子の監督は選手
ホッケー	成年女子 少年男子			1	13	10	10	130 130	560	を兼ねることができる。ただし、選手
	少年女子			1	13	10	10	130		は13名以下とする。
	, , , ,			1	5		24			開催県の少年男子のセカンドは、成年
ボクシング	成年男子			1	б	24	24	120	311	男子の監督が兼ねる。
41/00/	少年男子			1 1	5	24	24 23	120	011	上記を除き、監督とセカンド、監督と選
				(セカント)			(セカント)			手、セカンドと選手の兼任はできない。
	成年男子 成年女子			1	12 12	16 16	16 16	192 192	-	
バレーボール	少年男子			1	12	24	24	288	1,040	選手と監督の兼任はできない。
	少年女子			1	12	24	24	288		
		成年男子		1	5	13	13	65		
	競技	成年女子		1	5	10	10	50]	成年選手け監督を兼任することが
体操	邓兀江人	競技 少年男子		1	5	29	29	145 654	成年選手は監督を兼任することが できる。	
	小年十子		1	5	29	29	145		1 0 00	
	新体操		1	5	28	28	140	-	電工 野叔の若にはべたかい。	
	成年男子 成年女子			1	12 12	12 12	12 12	144 144	1	選手と監督の兼任はできない。 ただし、成年種別のうち当該大会に おける規定の選手数が11名の種別
バスケットボール	<u>放年女子</u> 少年男子			1	12	12	12	144	1,032	
				1	11	47	47	517	1	
少年女子			1	11	41	41	914	<u> </u>	に限り兼任を認める。	

					参加人					
競 技		種別•種目		内訳		小計		合計	備考	
		つけ. ッカノュ	監督	選手	県数	監督	選手	ни		
	成年男子	フリースタイル グレコローマンスタイル	1	6	47	47	282		選手と監督の兼任はできない。成	
レスリング	.l. & H = 3	フリースタイル			45	45	000	705	年男子と少年男子との監督は兼任 できない。	
	少年男子	グレコローマンスタイル	1	7	47	47	329		C3/1/ 1°	
	成年男子	470級 レーザー級		2						
	成年为于	国体ウインドサーフィン級		1						
		セーリングスピリッツ級	1	2					予備エントリーの参加人数が703名 を超えるときは日本セーリング連盟	
セーリング	成年女子	レーザーラジアル級		1	47	703		703	が調整する。	
		国体ウインドサーフィン級 420級		2	-			以内	成年種別は選手が監督を兼任する	
	少年男子	レーザーラジアル級	1	1						
	少年女子	420級	1	2						
		レーザーラジアル級		1 2	47		94		成年男子選手数はブロック大会の	
ウエイトリフティング	成年男子		1	0 ∼ 2	47	47	69	351	結果による。	
	少年男子			3	47		141		選手と監督の兼任はできない。	
	成年男子 成年女子		1	12 12	19 16	19 16	228 192		成年選手は、同種別の監督を兼任	
ハンドボール	少年男子		1	12	16	16	192	910	成十度子は、同権別の <u>温</u> 目を飛口し することができる。	
	少年女子		1	12	19	19	228		·	
· - - - - - - - - - - - - -	ロード・レー	-ス 成年男子	1	5 (4)	477	47	400	-1-	選手は1都道府県9名以内。	
自転車	トラック・レ		1	4 (5)	47	47	423	517	成年選手は監督を兼任することが できる。	
	成年男子	2 124 1	1	5	47	47	235		(60)	
	成年女子		1	5	21	21	105	0.40	NH T 1 F14 F1 7 24 17 17 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
ソフトテニス	少年男子		1	5	24	24	120	648	選手と監督の兼任はできない。	
	少年女子		1	5	16	16	80			
	成年男子		1	3	20	20	60		成年男子及び成年女子の監督は、	
卓球	成年女子 少年男子		1	3	47 32	47 32	141 96	460	選手を兼ねることができる。	
	少年女子		1	3	16	16	48			
軟式野球	成年男子		1	15	32	32	480	512	監督は選手として登録した場合、出 場することができる。	
相撲	成年男子		1	3	47	47	141	470	選手と監督の兼任はできない。	
7117	少年男子 成年男子		1	5 84 (総数)	47	47	235 84	110		
馬術	成年女子		1 (ホースマネー	67 (総数)	47	47 (ホースマネ・		339	監督及びホースマネージャーは選手を兼	
	少年		ジャー)	94(総数)		ジャー)	94		ねることができる。	
	成年男子 成年女子		3		47 18	141 54				
フェンシング	少年男子		1	3	18	18	54	339	成年男女の監督は選手を兼ねる。	
	少年女子		1	3	18	18	54			
	成年男子		1	<u>5</u> 3	47	47	235		出年選手は監督も兼任士ストしが	
柔道	成年女子 少年男子		1	<u> </u>	16 18	16 18	48 90	526	26 成年選手は監督を兼任することができる。	
	少年女子		1	3	18	18	54		1 0 00	
	成年男子		1	12	13	13	156		野椒 かった せんフトキル でして ジ	
ソフトボール	成年女子 少年男子		1	13 13	13 13	13 13	169 169	715	監督が選手を兼ねるときは、選手登録をしなければならない。	
	少年女子		1	13	13	13	169		3,720,317,4013,373,170	
	成年男子		1	3	16	16	48			
バドミントン	成年女子 少年男子		1	3	47 32	47 32	141 96	444	成年選手は監督を兼任することができる。	
	少年女子		1	3	16	16	48			
	成年男子			3	24		72		選手と監督の兼任はできない。	
弓道	成年女子 少年男子		1~2	3	24 19	56	72 57	314	監督配置数は別に定める方法によ	
	少年女子			3	19		57		り参加都道府県へ配分する。	
		$50\text{m}3\times40\text{M}$		1	22		22			
	成年男子	50mP60M(K20M)		1	29		29			
	成平为丁	10mS60M(P60M) 10mAP60M		1	47 16		47 16			
		CP60M(30M)		1	47		47			
	A 1 -	成年女子 50m3×20W(P60W) 10mS40W(P40W) 10mS40W(P40W) 10mS60JM		1	22		22			
ライフル射撃	成年女子			1	29	47	29 16	428	選手と監督の兼任はできない。	
				1	16 30		30		~ 1 CHE H - VANILLIA CC. 44 0	
	少年男子	BRS60JM(30JM)		1	22		22			
		BP40JM		1	16		16 47 22			
	少年七子	10mS40JW BRS40JW(20JW)		1	47 22					
	/ 1 / 1	BP40JW		1	16		16		<u> </u>	
			_				_			

					参加人	Ę			
競技	種別•種目	Ī		内訳		小計		合計	備考
-		Ī	監督	選手	県数	監督	選手	合計	
	成年男子		5		47	235			成年男子及び成年女子の監督は
A.1537	成年女子		3		16	48			選手が兼ねる。少年男子及び少年
剣道	少年男子		1	5	16	16	80	475	女子の参加都道府県が重複する場
	少年女子		1	5	16	16	80		合は、監督を1名とする。
	成年男子		1	10	16	16			成年男子は監督が選手を兼ねるこ
ラグビーフットボール			1				160	536	
	少年男子		1	23	15	15	345		とができる。
	成年男子		1	2	47	47	94		
山岳	成年女子		1	2	18	18	36	309	選手と監督の兼任はできない。
μш	少年男子		1	2	20	20	40	505	と 1 と 画目 シ 水 圧 は く と な く 。
	少年女子		1	2	18	18	36		
	出年用フ	K-1		1	25		25		SP:カヌースプリント
	成年男子	C-1		1	25		25		SL:カヌースラローム
	成年女子	K-1		1	20		20		WW:カヌーワイルドウォーター
	72 1 2 1	K-1		1	30		30		K:カヤック
		K-2		2	12		24		C:カナディアン
	SP 少年男子		1			47			C. N / / 1/ 2
	少年为丁	K-4		4	12		48		IIIIII LA
カヌー		C-1		1	27		27	453	出場は1人1種目とする。
		C-2		2	14		28		成年選手は監督を兼任することが
	少年女子	K-1		1	25		25		できる。
	2 干英 1	K-2		2	12		24		
	成年男子	SL K-1		1	25		25		カヌースラローム種目とカヌーワイ
		WW K-1	1	1	20	4.77	20		
	SL·WW	SL K-1	1	1	20	47	20		ルドウォーター種目は少年種別年
	成年女子	WW K-1		1	18		18		齢域の選手も参加できる。
	成年男子	VV VV 1X 1		3	24		72		監督は52名以内(1県2名以内)と
	成年女子			3	24		72		し、全日本アーチェリー連盟が調整
アーチェリー			$1\sim2$	3		52		280	
	少年男子				14		42		する。
	少年女子			3	14		42		選手と監督の兼任はできない。
	成年男子 組手(個人	、団体)		3	47		172		
	形形			1	31以内		以内		
	出生 祖手(個人	、団体)		1	47		78		
	成年女子 形			1	31以内		以内	414	
空手道	1. 年 日 月 組手(個人	団休)	1	1	47	47	78	以内	選手と監督の兼任はできない。
	少年男子 形	\ L1 (T*)		1				\$21.1	
	7.12				31以内		以内		
	少年女子 組手(個人	、団体)		1	47		78		
	グ 中女丁 形			1	31以内		以内		
	成年男子		3		47	141	J., 4		成年男子は選手が監督を兼任す
銃剣道	少年男子		1	3	13	13	39	193	スーク 1 は送 1 7 温音を水圧 5
	トラップ		3		47	141	33		′ఎం
クレー射撃			3		32	96		237	選手のうち1名が監督を兼ねる。
	スキート		ა			90			PRI TI BLEV O HILL CLASS
	成年女子			3	47		141		選手と監督の兼任はできない。
なぎなた	少年女子 演技・試合 演技のみ		1	3	32	47	96	314	各種別の選手編成は1チーム3名とす
	少年女子 演技のみ			9	1.5		20		る。ただし、少年女子において演技選手
	15 145 7			2	15		30		のみの場合は、1チーム2名とする。
	成年男子		1	4	28	28	112		N CONTROL OF THE STATE OF THE S
ボウリング	成年女子		1	4	24	24	96	401	成年選手は同種別の監督を兼任す
·•·/// /	少年男子		1	2	24	24	48	101	ることができる。
	少年女子		1	2	23	23	46		
	成年男子		1	3	47	47	141		選手と監督の兼任はできない。
ゴルフ	女子		1	3	47	47	141	441	女子選手3名の内、1名以上は少年
	少年男子		1	3	28	28	84		種別年齢域の選手とする。
		1							少年種別を設定・導入する場合は、参
トライアスロン	成年男子		1	2	47	47	94	282	
1 / 1 / / / / / /	成年女子	⊣	1	2	47	47	94		
合計(名)	1						<u> </u>	21,580	
								Z 1,00U	

【特別競技】

競技 種別・種目		内訳				小計			合計	備考
		責任教師	監督	選手	県数	責任教師	監督	選手		
高等学校野球	硬式	1	1	16	12	12	12	192	376	
同守子仪对场	軟式	1	1	14	10	10	10	140	370	

- 1. 本表における県数等は、第70回大会の実施要項に基づき作成している。
- 2. 本細則第2項に示された施設基準内で実施でき、かつ競技運営に支障がなければ、各種別の監督、選手、県数を各競技実施要項作成時に調整することができる。ただし、団体競技の県数は、本表における種別合計県数を上回ることはできない。
- 3. 一部の競技においては、種別又は種目ごとの出場県数がローテーション等により毎年異なる場合がある。
- 4. 以下の競技については、「備考」欄記載の大会から以下のとおり改定する。

競技	種別•種目		内訳		小計		合計	備考
			選手	県数	監督	選手		
	成年男子	1	12	16	16	192		第74回大会から改定。
バスケットボール	成年女子	1	11	16	16	176	1.094	成年種別の選手数は隔年で11名と
/ \/ \/ \/ \/ \/ \/ \/ \/ \/ \/ \/ \/ \/	少年男子	1	12	24	24	288	1,024	12名を入れ替える。
	少年女子	1	12	24	24	288	1	12台で入4で合んる。

国民体育大会ふるさと選手制度

- 1. 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項[本則第8項第1号及び 第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)]に基づき、下記のいずれかを拠点と した都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2.「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する 都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

- 3. 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- 4. 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- 5.「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- 6. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7. 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本体育協会宛に提出する。

附則

本制度は、平成16年4月13日に制定し、第60回大会から施行する。

本制度は、平成21年12月16日に改訂し、第65回大会より施行する。

本制度は、平成23年3月25日に改訂し、第66回本大会より施行する。

本制度は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日) から施行する。

「一家転住等」に伴う特例措置

[転校への特例]

1.次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(開催基準要項細則第3項-(1)-1)-3) に抵触しないものとする。

- (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
- (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは概 ね次のことを言う。
- 1) 親の転勤による一家の転居
- 2) 親の結婚、離婚による一家の転居
- 3) 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
- (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
- 1) 本特例を受けようとする参加者は、下記 2.(1)の場合は転居元、下記 2.(2)の場合は転居先が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
- 2)報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記 2.(1)の場合は転居先、下記 2.(2)の場合は転居元が 属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2.本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
- (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
- 1) 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
- 2) 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
- 3) 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
- (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
- 1) 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

附則

本規則は、平成16年4月13日に制定し、第60回大会より施行する。

本規則は、平成20年4月25日に改訂し、同日より施行する。

JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記 1 に該当する者については、開催基準要項細則第 3 項 [本則第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号(参加資格及び年齢基準等)]及び「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、下記 2~4の特例を適用する。

1. 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに 在籍する者

2. 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項-(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、開催基準要項細則第3項-(1)-2)-②に定める「(i) 居住地を示す現住所」、「(ii) 学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「(iii) 勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学 していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3. 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第 1 項 - (2)に定める成年種別年齢域の選手は、「国民体育大会ふるさと選手制度」 第 2 項に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、 卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学 していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4. 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項-(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会(都道府県大会を含む)と 異なる都道府県から参加する場合、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の 制限)に抵触しないものとする。

[注] 本特例第 1 項 - (2)に定める成年種別年齢域の選手については、開催基準要項細則 第 3 項 - (1) - 1) - ③ (国内移動選手の制限) の規定に従い取り扱うものとする。

附則

本特例は、平成21年12月16日に制定し、第65回大会から適用する。

本特例は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から適用する。

国民体育大会予選会免除に関する要領

〈趣旨〉

我が国のスポーツレベルの向上と国際化に伴い、国内・国際大会が過密化し、各競技団体の主要大会と国体の開催時期が重なることが多くなり、トップアスリートが国民体育大会に参加しにくい状況となっている。

そこで、日本を代表するトップアスリートの参加を促進し、大会の一層の充実と活性化を図るため、各都道府県の代表選手選考において以下に定める要領により、予選会を免除することができることとする。

1. 免除対象競技

国体実施正式競技

2. 免除対象者

次の競技大会に参加する者は、都道府県代表選考のための予選会の出場を免除することができる。

- ア オリンピック競技大会
- イ アジア競技大会
- ウ ユニバーシアード競技大会
- エ 競技団体が指定する世界選手権大会等の国際競技大会

3. 免除対象大会及び免除対象者の決定

- (1) 免除対象大会の決定及び都道府県への通知
 - ① 国民体育大会は大会開催前年の10月、冬季大会は大会開催前年の7月に、本会より競技団体に対し免除対象大会の希望調査を行い、国民体育大会委員会にて審議・決定し、関係機関・団体へ通知する。
 - ② 国体委員会にて決定した免除対象大会に参加する代表選手については、中央競技団体より傘下の都道府県競技団体に対し通知する。
 - ③ 中央競技団体からの通知を受け、都道府県競技団体は都道府県体育協会に報告する。
- (2) 免除対象者の決定

各都道府県における具体的な免除対象者は、中央競技団体からの通知の後、当該都道府県 競技団体等において協議し、決定する。

4. 免除内容

免除対象者については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に 参加することができる。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府 県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

5. 都道府県代表選考方法の周知について

各競技種目・種別の都道府県代表選手の選考にあたっては、免除対象者の取扱いを含め事前 に当該都道府県競技団体等で協議の上、周知徹底を図ることとする。

6. 適用時期

第62回国民体育大会より施行

トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置(以下「本特例」という。)」を下記のとおり定める。

1. 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- 1) 大会開催の直近に開催されたオリンピック競技大会(冬季競技はオリンピック冬季競技大会)に参加した者。
- 2) 大会開催年の4月30日(冬季大会は前年10月31日)時点で、下記のいずれかに該当 し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。
 - (1) JOC アスリートプログラム強化指定選手
 - (2) 各競技(種目)における国内ランキング上位10位以内の者
 - (3) 中央競技団体が定めた強化指定選手
 - ※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上 のカテゴリーを対象とする。

2. 特例の内容

1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

2) 資格要件(日数要件の緩和)

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

(1) 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

① 当該大会開催年の4月30日以前(冬季大会はこの前年同日)から大会終了時まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外(海外を含む)において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- 1. 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- 2. 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- 3. 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- 4. 当該住居に主要な家財道具が存すること
- ② 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

(2) 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- ① 当該大会開催年の4月30日以前(冬季大会はこの前年同日)から大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- ② 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3. 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③の通りとする。

4. 特例の適用に係る手続き

- 1) 正式競技実施中央競技団体は、当該大会開催年の4月30日(冬季大会は前年10月31日)現在における「1. 特例の対象となる選手」の氏名等を別に定める様式により、公益財団法人日本体育協会宛に提出する。
- 2) 公益財団法人日本体育協会は、「国民体育大会参加申込システム」内にて、特例対象選手一覧を公表する。
- 3) 参加都道府県体育(スポーツ)協会は本特例活用者を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本体育協会宛に提出する。

5. その他

本特例に定めのない事項については、必要に応じ国民体育大会委員会において協議するものとする。

附則

本特例は、平成23年12月15日に制定し、第67回本大会より施行する。 本特例は、平成26年5月15日に改訂し、第69回本大会より施行する。

文化プログラム実施基準

1. 主催者

主催者は開催基準要項第7項第5号に定めるほか、個別のプログラムにおいては、目的に沿う範囲内で、宗教団体、政治団体を除く次の各号に該当するものを加えることができる。

- (1) 開催地都道府県(以下「開催県」という。)の市区町村
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) 通信、新聞、テレビ、ラジオなどの報道機関
- (4) その他、開催県実行委員会が上記各号に準ずると認めるもの

2. 主管及び運営

- (1) 開催県実行委員会により設置された、文化プログラムを企画・推進する専門委員会等が主管し、運営する。
- (2) 個別のプログラムについては、事業内容に応じて、主催者及び主催者より委託を受けた者が主管し、運営する。

3. 会場

原則として、開催県内とする。

4. 時期及び期間

原則として、大会開催当該年度(4月1日から翌年3月31日)とし、個別のプログラムについては、それぞれの主催者が定めることとする。

5. 実施プログラム

- (1) プログラムの内容については、スポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマとしたものとし、開催県における国民体育大会(以下「国体」という。)開催の気運醸成や、国体の目的や意義の全国的な普及啓発等を目的とする。
- (2) プログラムについては、開催県実行委員会が特定非営利活動法人日本スポーツ芸 術協会と協議のうえ選定・立案し、本大会については開催年の3月末日まで、冬 季大会については、開催前年の8月末日までに、日本体育協会国民体育大会委員 会に申請し、承認を得ることを原則とする。

6. 開催経費

事業実施に係わる経費については、原則として開催県の負担とするが、個別のプログラムに係る経費については、本基準第1項により主催者に加えた者の負担とする。

7. その他

本基準に定めない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、主催者間で協議することとする。

- <附則> 1. 本基準は平成18年3月9日に制定し、第63回大会より適用する。
 - 2. 本基準は平成22年8月24日に改訂し、第66回大会より適用する。

国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン

1. 趣旨

このガイドラインは、国民体育大会(以下「大会」という。)におけるドーピング防止活動に関する 基本的な事項を定めるものとする。

2. ドーピング防止活動の内容

(1) ドーピング検査

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)が定める「日本ドーピング防止規程」に基づき、次のとおりドーピング検査を実施する。

1) 競技会検査(ICT: In-Competition Testing)

競技会検査(ICT)は、JADAが定める「国民体育大会競技会検査実施要項(以下「競技会検査(ICT)実施要項」という。)」に基づき実施する。

競技会検査(ICT)の準備は、JADAが定める「国民体育大会競技会検査準備マニュアル(以下「競技会検査(ICT)準備マニュアル」という。)」に基づき行うものとする。

2) 競技会外検査(OOCT: Out-of-Competition Testing)

競技会外検査(OOCT)は、JADAが定める「国民体育大会競技会外検査実施要項(以下「競技会外検査(OOCT)実施要項」という。)」に基づき実施する。

競技会外検査(OOCT)の準備は、JADAが定める「国民体育大会競技会外検査準備マニュアル(以下「競技会外検査(OOCT)準備マニュアル」という。)」に基づき行うものとする。

(2) ドーピング防止に関する教育啓発活動

「日本ドーピング防止規程」に基づき、次のとおり競技者及び競技者支援要員に対して、ドーピング防止に関する教育啓発活動(以下「教育啓発活動」という。)を実施する。

1) 会期前

ドーピング防止に関する資料の配付などを、JADA が定める「国民体育大会におけるドーピング防止教育啓発活動実施要項(以下「教育啓発活動実施要項」という。)」に基づき行うものとする。

2) 会期中

大会の総合開会式会場及び各競技会場において、ドーピング防止に関する教育啓発並びに情報発信を行うアウトリーチプログラムを、教育啓発活動実施要項に基づき実施する。 アウトリーチプログラムの準備は、JADAが定める「国民体育大会におけるドーピング防止教育啓発活動アウトリーチプログラム準備マニュアル(以下「アウトリーチ準備マニュアル」という。)」に基づき行うものとする。

3. 実施体制

JADA、公益財団法人日本体育協会(以下「日体協」という。)、開催地都道府県(以下「開催県」という。)実行委員会、会場地市町村実行委員会、日体協加盟競技団体、日体協加盟都道府県体育協会等、開催県体育協会等、開催県競技団体などの関係諸機関・団体は、協力して大会におけるドーピング防止活動を実施する。

4. 関係諸機関・団体の役割

関係諸機関・団体の役割はそれぞれ次の事項を中心に担うものとする。

(1) JADA

- 1) ドーピング検査の計画・準備・実施
 - ① ドーピング検査の計画を立案し、日体協、開催県及び会場地市町村等に対して報告する。
 - ② 日体協をはじめとする関係諸機関・団体と協力し、ドーピング検査の実施に向けた準備を行う。
 - ③ ドーピング検査の計画立案・準備のため、必要に応じて次の事項を実施する。
 - (i) 競技会開催施設の事前視察及び競技会検査 (ICT) 実施会場の選定
 - (ii) 開催県主催競技運営担当者会議等への出席及びドーピング検査についての説明
 - (iii) 競技会検査(ICT)実施会場における競技会検査(ICT)準備マニュアルに基づく 事前準備及び確認
 - (iv) 会場地市町村実行委員会に対する競技会外検査(OOCT)への協力依頼
 - ④ 競技会検査(ICT)実施要項及び競技会外検査(OOCT)実施要項に基づき、ドーピング検査を実施する。
- 2) 教育啓発活動の計画・準備・実施
 - ① 教育啓発活動実施要項に基づき、大会における教育啓発活動の計画を立案する。
 - ② 日体協をはじめとする関係諸機関・団体と協力し、教育啓発活動実施に向けた準備を行う。
 - ③ 競技者及び競技者支援要員に配付するためのドーピング防止に関する資料を作成する。
 - ④ アウトリーチプログラムの計画立案・準備のため、必要に応じて次の事項を実施する。
 - (i) 競技会開催施設の事前視察
 - (ii) 開催県主催競技運営担当者会議等への出席及びアウトリーチプログラムについての説明
 - (iii) アウトリーチプログラム実施会場におけるアウトリーチ準備マニュアルに基づく 事前準備及び確認
 - ⑤ 教育啓発活動実施要項に基づき、教育啓発活動を実施する。

(2) 日体協

- 1) JADA が行うドーピング防止活動の計画・準備・実施に協力する。
- 2) 日体協加盟競技団体及び日体協加盟都道府県体育協会等に、ドーピング防止活動の実施について周知する。
- 3) 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会に、ドーピング防止活動の実施への協力について周知する。
- 4) JADA と連携し、ドクターズ・ミーティングにおいて、選手団に帯同するスポーツドクターやアスレティックトレーナー等に対してドーピング防止活動に関する最新情報を提供する。

(3) 開催県実行委員会

- 1) 次の者を競技役員若しくは競技役員と同等に扱うものとする。
 - ① 大会会期中に実施されるドーピング検査担当者として JADA に指名された JADA 認定ドーピング・コントロール・オフィサー(DCO)
 - ② シャペロン(ドーピング検査補助役員)
 - ③ 教育啓発活動運営スタッフ
- 2) 会場地市町村実行委員会におけるドーピング検査の準備及び実施に協力する。

- 3) ドーピング防止活動の実施に伴い必要となる活動拠点(会議室)の確保や JADA 事務局担当 者及び JADA 認定ドーピング・コントロール・オフィサー (DCO) の宿泊手配等に協力する。
- 4) 会場地市町村実行委員会と JADA との連携促進に協力する。
- 5) 総合開会式会場におけるアウトリーチプログラムの準備及び実施の際には、アウトリーチ準備マニュアルに基づき、JADAに協力する。

(4) 会場地市町村実行委員会

- 1) 競技会役員である JADA 事務局担当者の他に、次の者を競技役員若しくは競技役員と同等に 扱うものとする。
 - ① 大会会期中に実施されるドーピング検査担当者として JADA に指名された JADA 認定ドーピング・コントロール・オフィサー(DCO)
 - ② シャペロン(ドーピング検査補助役員)
 - ③ 教育啓発活動運営スタッフ
- 2) 競技会検査(ICT)の準備及び実施の際には、競技会検査(ICT)準備マニュアルに基づき、 JADAに協力する。
- 3) 競技会外検査(OOCT)の準備及び実施の際には、競技会外検査(OOCT)準備マニュアル に基づき、JADA に協力する。
- 4) 各競技会場におけるアウトリーチプログラムの準備及び実施の際には、アウトリーチ準備マニュアルに基づき、JADAに協力する。

(5) 日体協加盟競技団体

- 1) 大会開催内定前の競技会場選定の際には、JADA が定める「ドーピング検査室設置マニュアル (以下「検査室設置マニュアル」という。)」を参考に、ドーピング検査の実施の可能性を 視野に入れた会場確認に協力する。
- 2) ドーピング検査実施においては、準備及び調整について JADA に協力する。
- 参加競技者及び競技者支援要員への教育啓発活動に協力する。

(6) 日体協加盟都道府県体育協会等

- 1) 教育啓発活動の実施
 - ① 日体協及び JADA が作成するドーピング防止に関する教育啓発資料を参加競技者及び競技者支援要員に対して配付するとともに、その内容を周知徹底する。
 - ② 競技会検査(ICT)実施要項に基づき、参加競技者及び競技者支援要員に対して競技会 検査(ICT)についての規則等を周知徹底する。
 - ③ 日体協及び JADA と連携し、大会会期中に帯同するスポーツドクターやアスレティックトレーナー等に対してドーピング防止活動に関する最新情報を提供する。
 - ④ 日体協及び JADA と連携し、参加競技者及び競技者支援要員に対する研修会等の教育啓 発活動を実施し、ドーピング防止に関する情報の周知及び指導を行う。
 - ⑤ 各都道府県薬剤師会所属のスポーツファーマシストと連携し、参加競技者への薬の使用 に関する教育啓発活動を実施する。
- 2) 競技会外検査(OOCT)実施への協力
 - ① 競技会外検査(OOCT)実施要項に基づき、競技会外検査(OOCT)実施に協力する。
 - ② 競技会外検査(OOCT)実施要項に基づき、該当競技者及び競技者支援要員に対する競技会外検査(OOCT)についての規則等の周知徹底に協力する。

(7) 開催県体育協会等

上記「(6)日体協加盟都道府県体育協会等」の事項の他、開催県実行委員会及び会場地市町村実

行委員会と連携し、開催県内における次の事項に協力する。

- 1) 競技補助員や競技会係員等への教育啓発活動を実施する。
- 2) 開催県薬剤師会及び開催県薬剤師会所属のスポーツファーマシストと連携し、薬に関する問い合わせホットラインや大会会期中の医療機関・店舗等での質問対応等が円滑に進むように体制を整備する。

(8) 開催県競技団体

- 1) 競技会実施に向けた準備の際には、会場地市町村実行委員会及び日体協加盟競技団体と協力 し、検査室設置マニュアルを参考に、ドーピング検査実施を視野に入れた、競技会場内の諸 室の配置に協力する。
- 2) ドーピング検査実施対象競技となった場合には、会場地市町村実行委員会及び JADA と協力 し、競技運営の一部としてドーピング検査実施が可能となるよう、競技会検査(ICT)準備 マニュアルに基づき、ドーピング検査実施に対し調整及び協力する。
- 3) 参加競技者及び競技者支援要員への教育啓発活動に協力する。

5. 費用負担

費用負担は原則として次のとおりとする。

- (1) ドーピング検査
 - 1) ドーピング検査実施費用

ドーピング検査実施に係る費用は日体協が負担する。

なお、費用には分析費、ドーピング・コントロール・オフィサー(DCO)及びシャペロン(ドーピング検査補助役員)謝金、ドーピング・コントロール・オフィサー(DCO)及び JADA 職員旅費、検査キット類代、飲料代、用具送料、オペレーションルーム設置費等を含む。

2) ドーピング検査室設置費用

ドーピング検査室設置に係る費用は会場地市町村実行委員会等が負担する。 なお、費用には、ドーピング検査室内に必要な備品(机、椅子、パーテーション、トイレ等)に係る費用を含む。

(2) 教育啓発活動

JADA が直接行う教育啓発活動に係る費用は JADA が負担する。

6. ドーピング防止規則違反に関する手続き・処分内容等 別に定める「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」に基づき実施する。

7. ガイドラインの変更

このガイドラインは、国民体育大会委員会の決議によって変更することができる。

8. その他

このガイドラインに関連する各種の実施要項及びマニュアルを制定・改訂する際は、JADA と日体協が事前に協議するものとする。

9. 附則

このガイドラインは、平成 23 年 12 月 15 日から施行する。 このガイドラインは、平成 27 年 3 月 12 日に改定し、同日から施行する。

国民体育大会天皇杯·皇后杯授与規程

- 第1条 天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位 の都道府県に授与する。
 - 2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。
- 第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。
- 第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。
 - (1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。
 - (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
 - (3) 公益財団法人日本体育協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。
- 附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改訂

昭和48年7月10日一部改訂

昭和54年5月9日一部改訂

平成17年6月16日一部改訂

平成22年3月17日一部改訂

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成 23 年 4 月 1 日)から施行する。

国民体育大会会長トロフィー授与規程

- 第1条 国民体育大会会長トロフィー(以下「大会会長トロフィー」という。)は、正式競技 別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。
 - 2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。
- 第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。
- 第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。
 - (1) 責任をもって保管する。
 - (2) 破損、紛失等の場合は当該都道府県の責任とする。
 - (3) 優勝の刻印を次回大会までに行なうものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。
 - (4) 公益財団法人日本体育協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに 応じなければならない。
- 附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改訂

昭和48年7月10日一部改訂

昭和54年5月9日一部改訂

平成17年6月16日一部改訂

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成 23 年 4 月 1 日)から施行する。

公益財団法人日本体育協会 国民体育大会関係標章の使用に関する規程

(趣旨)

第1条 本規程は、公益財団法人日本体育協会(以下、「本会」という。)標章規程に基づき、国民体育大会に関係する標章(以下、「標章」という。)の使用の際に必要となる事項を定めるものである。

(定義)

- 第2条 本規程において「標章」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 国民体育大会マーク(図形)
 - (2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
 - (3)「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
 - (4)「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語
 - (5) 競技別シルエット(図形)
 - (6) 本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類
 - (7) その他(1)乃至(6)に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの

(標章使用の原則)

第3条 標章を使用する者は、原則として本規程に基づき予め本会の承認を得なければならない。

(非営利目的使用の申請)

- 第4条 標章の使用を希望する者は、営利を目的として使用する場合(本会がそれに準ずると認める場合を含む。以下同じ。)を除き、使用申請書(別紙様式1)を本会に提出し、その承認を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - (1) 報道機関が報道目的で使用する場合。
 - (2) 国民体育大会開催決定地(内定地を含む)実行委員会(準備委員会を含む)(以下「実行委員会」という。)及び開催申請書提出順序が了解された都道府県が使用する場合。
 - (3) その他本会が国民体育大会に関する理解、普及に寄与するものとして認めた場合。
 - 2 本会は、前項の規定による申請の内容が次の各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、標章の無償による使用を承認するものとする。
 - (1) 本会の品位を傷つけ、又は傷つける恐れのあるとき。
 - (2) 本会の求める使用方法に従わないとき。
 - (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用する恐れのあるとき。
 - (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
 - (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
 - (6) 使用目的が明らかでないとき。
 - (7) その他、本会が標章の使用について不適当と認めるとき。

(営利目的使用の申請)

- 第5条 営利を目的として標章の使用を希望する者は、「公益財団法人日本体育協会 国体関係標章使用のガイドライン」に従い、申請書(別紙様式2)を本会に提出し、その承認を得るものとする。ただし、実行委員会又は本会国体パートナープログラムに協賛する者(以下「国体パートナー」という。)が営利を目的として標章を使用する場合は、実行委員会は第11条に、国体パートナーは本条第6項にそれぞれ基づき取り扱うものとする。
 - 2 本会は、前項の申請を受けた際、前条第2項各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、 有償による標章の使用を承認するものとする。
 - 3 前項により使用の承認を受けた者は、使用料を本会に納入しなければならない。
 - 4 標章使用料の算出基準は、承認物件ごとに本会が定めるものとする。
 - 5 本会が収納した使用料は、本会が定めた料率によって実行委員会等に標章使用に関する交付 金として交付することができるものとする。
 - 6 第1項ただし書の場合において、国体パートナーは別に定める協賛契約書に基づく申請書を本 会へ提出し、その承認を得た場合、無償で標章を使用することができるものとする。
 - 7 本会は、本条に係る諸手続きについて、その取扱業務を第三者に委託することができるものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 標章を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別添の「国民体育大会関係標章デザインガイドライン」に基づき、当該標章を正しく表示すること。
- (2) 本会が承認した用途にのみ使用し、本会の指示する使用条件に従うこと。
- (3) 標章を使用する際に本会が指定する承認番号を明示すること。ただし、第4条第1項ただし書の場合による使用の場合、その明示を免除するものとする。

(使用の期限)

第7条 承認された標章の使用期限は、本会が個々の承認物件ごとに定めるものとする。

(承認内容の変更)

- 第8条 標章を使用する者は、使用承認の内容について変更しようとする場合は、変更申請書(別紙様式3)を本会にあらかじめ提出し、その承認を得なければならない。
 - 2 本会は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査するものとする。
 - 3 本会は、当該変更が適当と認められる場合、その変更を承認するものとする。

(承認内容の取消)

- 第9条 本会は、標章の使用が本規程及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。
 - 2 本会は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認に係る標章の使用停止を求める等適切な措置をとることができる。
 - 3 本会は、承認を得ずに標章を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その標章の 使用停止及び使用に係る物の回収を求める等適切な措置をとることができる。
 - 4 取消し等に伴う費用は使用者の負担とする。

(非営利目的使用許可権の実行委員会への委任)

第10条 本会は、実行委員会が第4条に定める本会の承認権限の委任を希望する場合は、国民体育 大会関係標章の使用許可についての権限の委任に関する細則に基づき、委任することができ るものとする。

(営利目的使用許可権の実行委員会への委任)

- 第11条 本会は、実行委員会が第5条に定める本会の承認権限の委任を希望する場合は、国体開催 基準要項第16項第2号により制定されたシンボルマーク及び愛称等に関する承認権限を委任 することができるものとする。
 - 2 前項による委任にあたっては、あらかじめ実行委員会は申請書(別紙様式4)を本会へ提出し、本会の承認を得るものとする。
 - 3 委任における使用取扱に関する手続き等については、本会と実行委員会の両者が協議の上決 定する。

(損失補償等の責任)

第12条 本会は、標章の使用を原因とする事故及び標章の使用に係る損失補償等に対しては、一切の責任を負わない。

(本規程の変更)

第13条 本規程は、本会国民体育大会委員会における承認の後、本会広報・スポーツ情報専門委員会の承認を受けて変更することができるものとする。

(附則)

- 1. 本規程は財団法人日本体育協会標章等の使用に関する規程(平成19年4月1日より施行)を廃止し、平成23年6月24日より施行する。
- 2. 本規程は、平成24年6月21日から施行する。

はじめに

本会所有の標章は、各標章の使用に関する規程に基づき使用することができます。ただし、その使用にあたっては、本会が指定する条件等に基づき正しく使用することが義務づけられています。特にマーク(図形)については、誤った使い方にならないよう注意が必要です。 本ガイドラインは、デザイン要素の統一化により、より効果的なイメージ形成を促進するために作られたものです。 使用の際には、本ガイドラインに基づき、本会ならびにスポーツのイメージが損なわれる事のないよう、で使用ください。

公益財団法人日本体育協会 【国民体育大会関係標章】デザインガイドライン

【マークの由来】

昭和22(1947)年6月18日の大日本体育会理事会で決定、同年の第2回大会から採用。 宣伝人協会(当時代表片柳忠雄氏)デザイン。

ベーシックタイプ

カラー



カラー規定

プロセスカラー	Y100+M100+C10	M100+C100
DICカラー	DIC 2498(2版)	DIC 224(15版)
RGBカラー	R216+G12+B24	R29+G32+B136

モノクロ



カラー規定

プロセスカラー	K100	K70		
DICカラー	DIC 582			
RGBカラー	R0+G0+B0 R114+G114+B114			

※印刷媒体にはプロセスカラーまたはDICカラー、WEB媒体にはRGBカラーを使用する。

- A1(594×841mm)以上のサイズのもの
- B2(515×728mm)以上、 A1(594×841mm)未満のサイズのもの



直径60mm以上のサイズで表示すること



直径45mm以上のサイズで表示すること

- A3(297×420mm)以上、 B2(515×728mm)未満のサイズのもの
- A3(297×420mm)未満のサイズのもの



直径15mm以上のサイズで表示すること



上記については、製作物の内容により、日本体育協会と調整の上、変更することができる。

競技別シルエット

陸上競技

水泳

サッカー

テニス・ソフトテニス









ボート

ホッケー

ボクシング

バレーボール









体操

バスケットボール

レスリング

セーリング









ウエイトリフティング

ハンドボール

自転車

卓球









軟式野球

相撲

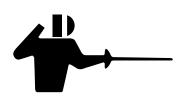
馬術

フーンバハバ









柔道

ソフトボール

バドミントン

弓道

















カヌー

アーチェリー

空手道

銃剣道









クレー射撃

なぎなた

ボウリング

ゴルフ









スキー

スケート

アイスホッケー

高等学校野球









バイアスロン

スポーツ芸術





カラー規定

プロセスカラー	K100		
DICカラー	DIC 582		
RGBカラー	R0+G0+B0		

※単色であれば他の色も使用可能ですが、 その際は必ず事前に日本体育協会にご相談ください。

注意·禁止事項

- 基本的にデータをそのまま(拡大・縮小のみで)使用してください。
- 色は指定色で使用してください。
- 変形・回転・加工・部品を分解しての使用、縦横比率の変更、可視性の低い背景色の使用を禁止します。

変形させない



縦横比率を変えない



回転しない



分解しない

デザインの変更



指定色以外を使わない



グラデーションを使わない



他の要素を加えない



縁取りをしない



別の形と一緒にしない



可視性の低い背景色を使わない



円の内側は白でなければならない

文字としての使用



文中に使用しない

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本体育協会(以下、「本会」という。)国民体育大会関係標章の使用に関する規程(以下、「国体標章使用規程」という。)第10条に基づき、国民体育大会に関係する標章(以下、「標章」という。)を本会及び国民体育大会開催決定地(又は内定地)実行委員会(又は準備委員会)(以下、「実行委員会」という。)以外の第三者が使用するにあたり、その使用許可に関する権限を実行委員会に委任する際に必要な事項について定めるものである。

(定義)

- 第2条 この細則において「標章」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 国民体育大会マーク(図形)
 - (2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
 - (3)「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」及びこれらの表示を平仮名、 片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
 - (4)「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語
 - (5) 競技別シルエット(図形)
 - (6) 本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類
 - (7) その他(1)乃至(6)に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの

(委任対象及び申請手続き)

- 第3条 実行委員会は、第三者に対する標章の使用許可に関する権限の委任を希望する場合、申請書(別紙様式1)に本細則に準拠した取扱規程を添付して、本会に提出しなければならない。
 - 2 本会は、前項による申請内容が本細則に準拠していると認められる場合は、標章の使用許可 に関する権限を実行委員会に委任することとする。
 - 3 実行委員会は、当該委任に基づき、標章の使用を第三者に許可することができる。

(委任期間)

第4条 委任期間は、本会より委任を受けた日から委任を受けた実行委員会が開催する国民体育大会の開催年度末までとする。

(使用許可の範囲)

- 第5条 実行委員会が標章の使用を許可できる範囲は、営利を目的としないものであって、次の各号 のいずれかに該当する場合に限る。
 - (1)資料又は無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動又は国民体育大会の開催に寄与するものと認められるとき
 - (2)出版物についての使用であって、スポーツの歴史や記録などスポーツ及び国民体育大会に 関する啓発内容を掲載すると認められるとき
 - (3)一般へのスポーツ又は国民体育大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき
 - (4) その他本会がスポーツ活動及び国民体育大会開催に寄与すると認めるとき

- 2 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、標章の使用を許可するものとする。
- (1) スポーツ又は国民体育大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき
- (2) 「国体標章使用規程」に規定される使用上の遵守事項に従わないとき
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用する恐れのあるとき
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき
- (6) 使用目的が明らかでないとき
- (7) その他、本会が標章の使用について不適当と認めるとき

(実行委員会の義務)

- 第6条 実行委員会は、標章の使用を許可された者が標章を毀損することなく正しく使用するよう監督する義務を負う。
 - 2 実行委員会は、標章の使用許可にあたり、本会及び実行委員会が共同で実施する国体協 賛に協賛する企業又は団体への優先的配慮を行う義務を負う。

(不適切な使用に対する排除)

- 第7条 実行委員会は、使用を許可された者による標章の使用が本細則及び許可内容に違反していると認められる場合又は違反している疑いがある場合は、その使用の内容について速やかに調査を行い、違反していると認められるときは、その使用の許可を取り消さなければならない。
 - 2 実行委員会は、使用を許可された者による標章の使用が本細則及び許可内容に違反していると認められる場合又は違反している疑いがあると本会より指摘を受けた場合は、その使用の内容について速やかに調査を行い、違反していると認められるときは、その使用の許可を取り消さなければならない。

(報告)

- 第8条 実行委員会は、自らが行った標章使用の許可について本会に報告する義務を負う。
 - 2 前項に定める報告は、報告書の提出により行う。
 - 3 本細則又は許可内容に違反して許可を取り消されたものについても当該報告書に記載する こととする。
 - 4 第2項に定める報告書は、実行委員会が開催する国民体育大会が終了するまで単年度ごと に提出しなければならない。

附 則

- 1. この細則は国民体育大会標章等の使用許可権の委任に関する細則(平成19年4月1日より 施行)を改定し、平成23年6月24日より施行する。
- 2. この細則は、平成24年6月21日から施行する。

公益財団法人日本体育協会 標章規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本体育協会(以下、「本会」という。)が所有する標章 (以下、「標章」という。)の管理・運営に関する基本的事項を定めるものであり、これ により我が国におけるスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 本規程における「標章」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 日本体育協会マーク (図形)
 - (2) Sports for All マーク (ロゴ)
 - (3) スポーツ少年団マーク (図形)、スポーツ少年団SHIPSマーク (ロゴ)、スポー ツ少年団アイキャッチャー (図形)
 - (4) 国民体育大会(国体)に関係する標章(国民体育大会マーク(図形)、国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語)
 - (5) 競技別シルエット (図形)
 - (6)日本スポーツマスターズに関係する標章(日本スポーツマスターズマーク(図形)、「日本スポーツマスターズ」、「SPORTS MASTERS JAPAN」及びこれらの表示を平仮名、 片仮名又はローマ字に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずるもの、「日本スポーツマスターズ」、「SPORTS MASTERS JAPAN」を含む結合語又は造語、競技別ロゴマーク(図形))
 - (7) 地域スポーツクラブ SC マーク (図形)
 - (8) 日本スポーツグランプリ及び日本スポーツグランプリを含む結合語又は造語
 - (9)「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンに関係する標章(マーク(図形)、マスコットキャラクター)
 - (10) 公認スポーツ指導者マーク (ロゴ)
 - (11) 本会が新たに制定するマーク、文字、模様、マスコット類
 - (12) その他(1) 乃至(11) に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの

(標章策定の目的)

第3条 標章は、国内外に対して、本会及び本会が実施する事業の周知や理解を得るため に策定するものとする。

(標章策定・所有の原則)

- 第4条 標章は、次の各号を満たすものとする。
 - (1) 本会定款第4条及び第5条に記載された事業等に関連するものであること。
 - (2) 第三者の権利を侵害していないこと。

(標章管理の原則)

第5条 標章の管理に際しては、本規程を遵守するほか、原則として、個別の標章毎に本 規程に基づく使用規程等を定めるものとする。なお、当該標章が文字でないマーク等の 場合は、デザインガイドラインを使用規程等に含めるものとする。

(標章使用の原則)

- 第6条 標章使用に際しては、前条による個別の標章毎の使用規程等に次に掲げる事項を 定めるものとする。
 - (1)標章の定義
 - (2) 使用手続き
 - (3) 使用可能な対象者とその対象者に許諾する使用範囲
 - (4) 使用に際して料金徴収をする場合はその基準

(商標登録)

- 第7条 次に掲げる要件のいずれかに該当する標章は、原則として、無体財産としての法 的権利を保持することを目的に商標登録を行うものとする。
 - (1) 当該標章を第三者が本会に無断で使用することを認めない場合
 - (2) 当該標章を活用して本会がマーケティング活動を行う場合
 - (3) その他商標登録をすべき事由が発生した場合

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(附則)

- 1. 本規程は、平成22年12月3日から施行する。
- 2. 本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から 施行する。
- 3. 本規程は、平成23年7月12日から施行する。
- 4. 本規程は、平成24年3月14日から施行する。
- 5. 本規程は、平成24年6月6日から施行する。

【参考資料】

SPURTS SHIPS マーク	(1)日本体育協会	(2) Sports for All	(3)スポーツ少年団	ては、以下の通り (3)スポーツ少年団	(3)スポーツ少年団	(4) 国民体育大会
日本スポーツ					I .	
日本スポーツ	41111	411//		~/`0_	we Dore	AC.
日本スポーツ			010	SHIPS		
対数 フラブ SC マーク		for all	000	Quaterroas 2	PHIDS	
対数 フラブ SC マーク	i) 日本スポーツ	(7) 地域スポーツ	(9) フェアプレイマ	(9) フェアプレイマ	(10) 公認スポーツ指	
A						
A	C • 2					
次本 の アイマ マ ケ ヤ ー バリ エーション 10					SP®RTS	
2 ボーツタ年団アイキャッチャーバリエーション 1			あくしゅ、あいさつ、ありがとう		JASA OFFICIAL LICENSE	
競技別シルエット RAB	SPORTS MASTERS JAPAN					
競技別 シルエット	i)スポーツ少年団ア~	イキャッチャーバリエー	-ション			
競技別シルエット BAB BAB D-BB D-B		714++++- p.1	10 -00 (1) A & M			
競技別シルエット			图 鲁 题	\$ 50 C	0/192-127 (B)	
### ### ### #### ####################		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		美 嚴	图 级 图	
# 2				E CO	AR OB SA	
# 2			THE WY	T As	D. P.	
# 2		- B	P		The state of the s	
# 2		19032	AND L	RA A S	OB R	
# 2						
### ### #############################)競技別シルエット					
日本 A3 セーリング AX フェンシング 東京 利益 JA7 フェンシング 東京 利益 JA7 ファート スキー スタート スタットボール レスリング フェイトリファィング ICイアスロン スポーツ回居 IS TINE IS TI	糖上飲	株 ホッケー	ポクシング 自転車	銃剣道 クレー射撃	アーチェリー なぎな	t.
日本 A3 セーリング AX フェンシング 東京 利益 JA7 フェンシング 東京 利益 JA7 ファート スキー スタート スタットボール レスリング フェイトリファィング ICイアスロン スポーツ回居 IS TINE IS TI						
日本 A3 セーリング AX フェンシング 東京 利益 JA7 フェンシング 東京 利益 JA7 ファート スキー スタート スタットボール レスリング フェイトリファィング ICイアスロン スポーツ回居 IS TINE IS TI						
### 1927 AX- フェンシング 東西 可由 3A7 フェンシング 東西 マフト スキー スタリング スポータの スペート スタットボール レスリング フェイトリフティング パイアスロン スポーツ音楽 ロテス アイスホッケー フェス パレーボール パスタットボール ロ影響 ソフトテニス ション・フィフ・スト フェス アンドラ スポーツ では、アフ・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・	テニス	・ソフトテニス 放式野球	剣道 ラグビーフットボール	卓球 体操	サッカー ハンド	ボール
### 1927 AX- フェンシング 東西 可由 3A7 フェンシング 東西 マフト スキー スタリング スポータの スペート スタットボール レスリング フェイトリフティング パイアスロン スポーツ音楽 ロテス アイスホッケー フェス パレーボール パスタットボール ロ影響 ソフトテニス ション・フィフ・スト フェス アンドラ スポーツ では、アフ・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・		30 La	P / 3			
リフトボール バドミントン バレーボール ボート 周及野夏(公開建日) スケート アイスホッケー スキー イスタットボール レスリング ウエイトリフティング バイアスロン スポーツ監督 (公開建日) スケート アイスホッケー スキー (バイアスロン スポーツ監督 (公開建日) スケート アイスホッケー スキー (バイアスロン スポーツ監督 (公開建日) スケート アイスホッケー スポーツ (バイアスロン スポーツ監督 (公開建日) スケート 日本年 (アイアスロン スポーツを持った 日本年 ソフトアニス (ジーボール バスケットボール 日本年 ソフトアニス (ジーボール バスケットボール 日本年 ソフトアニス (ジーボール アイスカットボール (スケットボール (スケット (ス		7		<u></u>		/ \
サフトボール バドミントン バレーボール ボート 最終時(公覧報題) スクート アイスホッケー スキー ボスケットボール レスリング ウエイトリフティング バイアスロン スポーツ芸術 (公覧報題) フィフル料学 思す選 (バイアスロン スポーツ芸術 (ション・アイスルン) 競技別ロゴマーク ************************************	山岳	水油	セーリング カヌー	フェンシング 柔道	弓道 ゴルフ	
展校別 ロゴマーク 株本		À -	1 re		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	*
展校別 ロゴマーク 株本		X -	4			<i>)</i>
### プリング パスケットボール レスリング フェイトリファィング パイアスロン スポーツ専用 (イアスロン スポーツ専用 (イアスロン スポーツ専用 マイフル村撃 空中港 (パレーボール パスケットボール 自転車 ソフトテニス (アレーボール パスケットボール 自転車 ソフトテニス (アレーボール パスケットボール 音歌車 メフトテニス (アレーボール アニス (アレーボール アニス (アレーボール アントテニス (アレーボール アントテニス (アントボール) (アンドボール) (アントボール) (アンドボール) (アントボール	ソフト	ボール バドミントン	パレーボール ボート			
## フィフル射撃 空中選		2 20	" ×	高校野球(公開競技) スケート	アイスホッケー スキー	⋝ ≀●
## フィフル射撃 空中選	_	7. M		· 45 🖊		
制度 馬柳 ライフル射撃 空下道)競技別ロゴマーク *** ヴッカー テニス パレーボール パスケットボール 日和車 ソフトアニス *** *********************************	ボウリ	シグ バスケットボール	レスリング ウエイトリフティング	<u> </u>	<u> </u>	
)競技別ロゴマーク *** サッカー テニス パレーボール パスケットボール 日転車 ソフトテニス *** ********************************		l		バイアスロン スポーツ芸能	Ī	
)競技別ロゴマーク *** サッカー テニス パレーボール パスケットボール 日転車 ソフトテニス *** ********************************			MY IST			
)競技別ロゴマーク *** サッカー テニス パレーボール パスケットボール 日転車 ソフトテニス *** ********************************	相撲	E, 46	ライフル射撃 空手道			
**		22 01				
**	ز	YI A	N			
**	() 辞は別ロゴマーカ	, ,	, .			
SWINDING SOCCES TENNIS VOLLEYBALL BASKETBALL CYCLING SOFT TENNIS	リルルスカリロード・ク					
SWINNING SOCCER TERMIS VOLLEYBALL BASKETBALL CYCLING SOFT TENMIS	3	水泳 サッカー	テニス パレーボー	ル パスケットボール 白味	紀車 ソフトテニス	
		2	·/.		6 L	
				•	TO THE	
軟式野草 ソフトボール パドミントン 空手道 ボウリング ゴルフ		SWIMMING SOCCER	TENNIS VOL	LEYBALL BASKETBALL	CYCLING SOFT TENNIS	
		軟式野球 ソフトボール	パドミントン 空手道	ボウリング	ゴルフ	
		4	2	د د	6	
		- 15°	~	·		

国民体育大会企業協賛に関するガイドライン

1. 協賛実施の趣旨

「国体改革2003」の提言を踏まえ、国民体育大会(以下「国体」という。)の活性 化と開催地の財政負担軽減のため、国体協賛を実施する。

民間活力を導入することにより、財政負担の軽減はもとより国民に対する国体の認知 度向上、国体のブランド価値の向上を図っていくこととする。

2. 実施体制

公益財団法人日本体育協会(以下「日体協」という。)と開催地都道府県実行委員会(以下「開催県実行委員会」という。)が連携・協力のもと、大会ごとに実施する。

3. 協賛概要

日体協及び開催県実行委員会(以下「両当事者」という。)が協議の上、大会ごとに協賛メリット・協賛カテゴリー等「国民体育大会協賛概要(特典一覧)」(以下「協賛概要」という。)を決定することとする。

4. 協賛の募集について

- (1) 両当事者がそれぞれ募集活動を行うものとする。
- (2) 日体協は、協賛概要に示すカテゴリーAを対象に募集活動を行なう。
- (3) 開催県実行委員会は、協賛概要に示すすべてのカテゴリーを対象に募集活動を行 なう。ただし、カテゴリーAについては日体協の協賛社等を優先することとする。
- (4) 募集活動を行うにあたっては両当事者が事前に協議することとする。

5. 協賛募集期間

両当事者の協議により決定する。

6. 協賛権利期間

両当事者の協議により決定する。

7. 協賛契約及び協賛金管理業務

原則として両当事者はそれぞれが獲得した企業等と契約する。また、協賛金について もそれぞれが管理する。

なお、両当事者はそれぞれが獲得した協賛社等との契約内容をお互いに遵守するため の契約を結ぶこととする。

8. 協賛金の使途

- (1) 大会開催運営経費に充当する。
- (2) 日体協は国体の認知度向上、国体のブランド価値向上のための全国的PRの経費 及び協賛概要に示すカテゴリーAの協賛特典を担保するための経費に充当する。
- (3) 開催県実行委員会は国体開催の機運を盛り上げるための開催地都道府県内PR経費及び協賛概要に示すカテゴリーB、Cの協賛特典を担保するための経費に充当する。
- (4) 日体協は開催県実行委員会に対し、協賛概要に示すカテゴリーBの1社あたりの 協賛金を上限に、獲得したカテゴリーAの協賛社数に乗じた額を協賛金交付金と して交付する。
- (5) 開催県実行委員会が協賛概要に示すカテゴリーAの協賛社を獲得した場合、開催 県実行委員会は日体協に対し、カテゴリーAとカテゴリーBの1社あたりの協賛 金額の差額分を上限に、獲得したカテゴリーAの協賛社数に乗じた額を協賛金交 付金として交付する。
- (6) 協賛金交付金額については、両当事者間において協議のうえ決定する。

9. 広告掲出にあたっての原則

- (1) 国体では、国体協賛社等以外の広告等の掲出(露出)は原則として禁止する。
- (2) 政治的、人種的または宗教的な内容の広告、公序良俗に反する内容の広告、青少年の健全育成に悪影響を及ぼす恐れがある内容の広告は禁止する。

10. 国体標章の取り扱いについて

両当事者は、互いに協力して国体標章の無断使用、不適切な使用等がないよう管理し、 国体標章のブランド価値向上に努める。

11. その他

上記以外の国体協賛に係る新たな事項や課題並びに開催県実行委員会からの要望等については、日体協国体委員会等関係委員会並びに開催県実行委員会で検討・協議し、互いに解決に向け努力するものとする。

本ガイドラインは、平成22年12月16日に制定し、第69回本大会から施行する。 本ガイドラインは、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日) から改訂する。

国民体育大会公開競技における企業協賛について

第70回大会(2015年)以降の国民体育大会公開競技において、公開競技実施中央競技団体が実施する 企業協賛については、以下に定める事項に基づき、事前に実施計画書を公益財団法人日本体育協 会(以下「日体協」という。)に提出し、承認を得た上で実施することができる。

1. 協替カテゴリー

協賛カテゴリーについては、公開競技実施中央競技団体が定めることができる。

2. 協賛特典

協賛特典の内容については、日体協と事前に協議すること。

3. 協賛社の呼称

日体協と開催県実行委員会が共同で実施する企業協賛制度において定める呼称(国体パートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサプライヤー、大会協力企業等)の使用はできないこととする。

なお、呼称については、日体協と事前に協議すること。

4. 協賛社の調整

協賛社の募集にあたっては、日体協と開催県実行委員会が共同で実施する企業協賛制度の対象企業・団体と競合または、重複することが想定されることから、日体協及び開催県実行委員会と事前に協議すること。

5. 協替社との契約

協賛社との契約は、公開競技実施中央競技団体が行うこと。

(附 則)

平成24年8月29日に制定し、第70回大会より施行する。

国民体育大会記録情報処理要項

1 目的

国民体育大会における競技成績等記録の情報処理を適切に行い、円滑に発表するために本要項を定める。ただし、冬季大会については本要項の対象としない。

2 記録業務

第1項に定める目的を達成するための業務全般を記録業務といい、以下の業務を行うものとする。

(1) 記録本部の設置

開催都道府県実行委員会(以下「開催県実行委員会」という。)は、記録本部を設置する。

(2) 記録情報の収集

開催県実行委員会は、中央競技団体等と連携し、競技成績等の記録を迅速に各競技会場より記録本部に収集する。

- (3) 記録情報の発表
 - (a) 開催県実行委員会は、記録情報を次の事項毎に分類し、報道関係機関及びインターネット上に発表する。ア (競技結果のみ)、イ、カ (天皇杯・皇后杯得点のみ)、クについては、携帯電話等でも閲覧可能な形式とする。
 - ア 競技日程・競技結果
 - イ 都道府県別競技結果
 - ウトーナメント表
 - 工 決勝記録一覧
 - オ 新 (タイ) 記録一覧
 - カ総合成績一覧
 - · 天皇杯·皇后杯得点
 - 競技別総合成績
 - 競技別種別得点
 - 季別総合成績
 - キ プログラム訂正・連絡物
 - クお知らせ
 - ケ 翌日の対戦組み合わせ等
 - コ その他開催県が必要とする事項
 - (b) 競技結果に関する情報は、原則として競技団体による記録の提供から 30 分程度で発表する。

(4) 総合成績の算出、帳票作成

開催県実行委員会は、総合成績の算出を行い、次の帳票を作成する。

ア	天皇杯・皇后杯総合得点一覧表	【様式例 1】
1	男女総合成績(天皇杯得点)一覧表	【様式例 2】
ウ	女子総合成績(皇后杯得点)一覧表	【様式例 3】
工	男女総合成績(天皇杯参加得点)一覧表	【様式例 4】
オ	女子総合得点(皇后杯参加得点)一覧表	【様式例 5】
力	競技別男女総合成績一覧表	【様式例 6】
丰	競技別女子総合成績一覧表	【様式例7】
ク	種目別得点集計表	【様式例8】

(5) 成果物

- (a) 開催県実行委員会は、第2項(3) (a) に定める記録情報の成果物を大会終了後、 公益財団法人日本体育協会(以下「日体協」という。)との協議により決められた期 間内に日体協へ提出する。
- (b) 開催県実行委員会は、第2項(4)において作成した帳票を大会終了後、日体協へ速 やかに提出する。
- (6) 大会終了後の記録の公開

開催都道府県は、日体協との協議に基づき大会終了後一定期間、競技成績等記録の情報を インターネット上に引き続き公開する。

3 国民体育大会記録情報処理システムの指定

- (1) 第1項に定める目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア及び運用・管理等を 含め構築されたものを国民体育大会記録情報処理システム(以下「国体記録システム」 という。)という。
- (2) 日体協は、開催県実行委員会における記録業務が安定的かつ円滑に行われるよう、外部の第三者に依頼してシステムの評価を行い、その報告を受けて国民体育大会委員会において業績、性能、安定性、経済性等を総合的に判断し、優秀なシステムを国体記録システムとして指定する。
- (3) 開催県実行委員会は、日体協が指定した国体記録システムを用いて記録業務を行うものとする。
- (4) 国体記録システムの指定に関しては、別紙「国民体育大会記録情報処理システムの指定に係る手続きについて」に基づき行うものとする。

4 その他

本要項は、必要に応じ見直すものとする。

<附則>

- (1) 本要項は、平成19年3月7日に制定、同日より施行する。
- (2) 本要項は、平成20年8月27日に改訂、同日より施行する。
- (3) 本要項は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

大会参加得点の考え方について

1. 大会参加の考え方

大会主催者が、開催都道府県の定める参加申込書提出締切時に参加資格等を確認し、参加者 として確定した時点で「本大会及びブロック大会に参加したもの」とみなす。

2. 参加得点の考え方

大会主催者は、参加申込書を受理し、参加者として確定した時点で、都道府県に対して参加 得点を与える。

3. 参加得点の処理

- (1) 参加得点の処理は、大会主催者である次の者が行う。
 - 1) ブロック大会:ブロック大会開催都道府県体育協会
 - 2) 本 大 会:公益財団法人日本体育協会(以下「日体協」という。)
- (2) ブロック大会を経て本大会に出場する種別・種目については、次のように取り進める。
 - 1) ブロック大会開催都道府県体育協会は、ブロック大会への都道府県の参加状況について所 定の様式に取りまとめの上、指定する期日(本大会参加申込締切1週間前)までに日体協 へ提出する。
 - 2) 日体協は、提出されたブロック大会への都道府県の参加状況を本大会開催都道府県及び中央競技団体に報告する。
 - 3) 日体協及び中央競技団体は、ブロック大会への都道府県の参加状況を確認の上、参加得点を与える。

ただし、参加申込締切時において、ブロック大会を経て本大会の出場権を獲得しながら本 大会に参加しなかった場合は参加得点を与えない。(開催基準要項細則第5項)

(3) 都道府県予選会を経て本大会に出場する種別・種目については、参加資格等を確認の上、参加者として確定した上で、日体協及び中央競技団体がその参加状況により参加得点を与える。

4. 競技会の棄権と参加得点等

大会主催者が参加申込締切時において参加者を確定してから、競技初戦までの間において競技会を棄権した場合、当該都道府県の参加得点等については次のとおり取り扱う。

(1) 当該競技において、当該都道府県がたとえ他の種別・種目に参加していても、次回大会における男女総合成績及び女子総合成績より当該競技参加得点を減算する。

ただし、当該競技の種別・種目において獲得した競技得点は与える。

- (2) 上記に関わらず、やむを得ない理由により、当該都道府県において競技会参加に棄権が生じた場合、次の1)又は2) の手続きにより、次回大会における参加得点を与える。
 - 1) 各競技団体が定める選手交代(変更) 手続き時までにおいて、棄権が生じた際の手続き 当該競技団体が定める所定の選手交代(変更) 手続き時において、交代する選手がな く、選手又はチームが棄権となった場合の手続きは、次のとおりとする。

- ①当該競技の監督は所属都道府県選手団の連絡責任者へ連絡の上、当該競技団体が定める所定の手続きを行う。
- ②当該競技団体は、提出された棄権に伴う「選手交代(変更)届」の写しを大会終了後2週間以内に、大会委員長へ提出する。
- ③大会委員長は、提出された競技会の棄権理由の妥当性について、国民体育大会委員 会において審議の上、決定する。

2) 競技初戦において、棄権が生じた際の手続き

当該競技団体が定める所定の選手の交代(変更)手続き等の終了後から競技初戦までの間において、選手又はチームが競技会に参加しなかった場合は次のとおりとする。

- ① 参加選手団は次の(ア)及び(イ)の手続きを速やかに行う。
 - (ア) 当該競技の監督は、所属都道府県選手団の連絡責任者へ連絡の上、所定の 「競技会棄権届」にその理由を明記し、当該競技者が出場しようとする競技の 初戦翌日までに当該競技会責任者へ提出する。
 - (イ) 当該競技の監督より連絡を受けた当該都道府県の連絡責任者は、その内容を別に定める「競技会棄権届提出一覧」に取りまとめ、「競技会棄権届」の写しとともに大会終了後2週間以内に大会委員長へ提出する。
- ② 大会委員長は、提出された競技会の棄権理由について、国民体育大会委員会において審議の上、妥当と認められた場合は、大会に参加したものとみなし、参加得点を与える。
- (3) 上記(2)-1) あるいは-2) の手続きにおいて、当該都道府県の当該競技会参加者が皆無となった場合には、国民体育大会委員会において棄権理由を審議の上、妥当と認められた場合は、大会に参加したものとみなし、参加得点を与える。
- (4) 当該選手団は、上記(2)、(3) の国民体育大会委員会において審議された結果に対して異議のある場合は、日本スポーツ仲裁機構に上訴することができる。

ただし、上訴に係る費用は当該選手団において負担するものとし、上訴期間は2週間以内とする。

5. その他

参加資格に係る違反及びアンチ・ドーピング規則に対する違反に係る参加得点の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」(78 頁)によるものとする。

附則

この考え方は、平成18年4月12日に制定し、第61回本大会から適用する。

この考え方は、平成20年4月25日に改訂し、同日から適用する。

この考え方は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成 23 年 4 月 1 日)から適用する。

この考え方は、平成27年3月12日に改訂し、同日から適用する。

国民体育大会における違反に対する処分に関する規程

第1章 総則

第1条 規程の対象となる違反

この規程は、国民体育大会(以下「国体」という。)において次の違反が発生した場合の手続き及び処分内容等について定める。

- (1) 参加資格に係る違反(以下「参加資格違反」という。): 国体開催基準要項細則第3項に係る違反 る違反
- (2) アンチ・ドーピング規則に対する違反(以下「ドーピング規則違反」という。):公益財団 法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)が定める日本アンチ・ドーピ ング規程第2条に定める内容に係る違反

第2条 適用範囲

原則として、違反を犯した当該競技者・チーム(監督等を含む。)に対して本規程を適用する。 ただし、違反の内容及び違反に至った経過において、明らかに意図的あるいは計画的で悪質と判 断した場合は、当該競技者の所属する当該都道府県体育協会及び当該中央競技団体に対して、本規 程第5条、第8条、第11条に定める内容のほかに、別途処分を課すことができる。

第2章 参加資格違反に関する手続き・処分内容等

第3条 参加資格違反に関する聴聞手続き等

参加資格違反に係る聴聞手続き等については、次のとおりとする。

- 1. 違反が判明した時点において、以下の者により編成された聴聞会を開催し、当該競技者及びその所属する関係機関・団体から聴聞を行う。
 - (1) 競技会開始前及び終了後

国民体育大会委員会委員長(以下、「国体委員長」という。)並びに国体委員長が指名した者(若干名)とし、議長の任は国体委員長があたるものとする。

(2) 競技会期間中

大会委員長(国体委員長)並びに大会委員長が指名した総務委員(若干名)とし、議長の 任は大会委員長があたるものとする。

2. 聴聞会において、当該競技者及びその所属する関係機関・団体は、違反の疑われる事例について反論の機会が与えられる。

第4条 参加資格違反に関する処分内容の決定

処分内容については、本規程第3条に定める聴聞会からの報告を受けて、国民体育大会委員会(以下、「国体委員会」という。)において決定する。但し、競技会前又は競技会期間中において違反が判明した場合、当該競技者・チームの競技会への参加については、国体委員長が本規程第5条に基づき決定する。

第5条 参加資格違反に関する処分

- 1. 故意又は重大な過失による違反の場合
 - (1) 競技会開始前及び期間中
 - 1) 当該競技者の当該大会への参加を直ちに中止させる。

また、当該競技者が団体競技に参加している場合、当該チームについても直ちに参加を中止させる。

- 2) 成績が発生している場合は、当該競技者・チームの順位・得点等を含む全成績(以下「成績」という。)を抹消する。
- 3) 当該競技者については、国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する。
- 4) 当該競技者の所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体については、厳重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。

(2) 競技会終了後

- 1) 当該競技者については、国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分 とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する。
- 2) 当該競技者の所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体については、厳重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。
- 3) 当該大会における当該競技者・チームの成績は抹消した上で、改めて全都道府県の全成績を見直すものとする。

2. 過失による違反の場合

当該競技者・チームについては、次のとおり取り扱うこととする。

また、処分内容については、当該競技者の所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体に対して注意以上の処分とし、国体委員会で審議の上、決定する。

(1) 競技会開始前

1) 個人競技

- a. 当該競技者については、当該大会を含む2大会以内の参加禁止処分とする。
- b. 次順位の競技者の参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の競技者が参加できることとする。

2) 団体競技

- a. 当該競技者については、当該大会を含む2大会以内の参加禁止処分とする。
- b. 当該競技者の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において、競技会に参加できるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代(変更) は認めないものとする。
- c. 当該競技者の所属チームが当該競技規則を満たすことができず、参加できない際には、当該ブロック内における次順位のチームの参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位のチームが参加できることとする。

(2) 競技会期間中

1) 個人競技

- a. 当該競技者の当該大会への参加を直ちに中止させ、成績を抹消する。
- b. 当該競技者の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定 する。

2) 団体競技

- a. 当該競技者の当該大会への参加を直ちに中止させる。
- b. 当該競技者の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定 する。
- c. 当該競技者の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において継続して競技することができる。また、その成績も認めるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代(変更)は認めないものとする。

(3) 競技会終了後

当該競技者については、次回以降の大会において、2 大会以内の参加禁止処分とする。 但し、成績は訂正しないものとする。

第3章 ドーピング規則違反に関する手続き・処分内容等

第6条 ドーピング規則違反に関する聴聞手続き等

ドーピング規則違反に係る聴聞手続き等については、日本アンチ・ドーピング規程に基づき、 JADA 及び日本アンチ・ドーピング規律パネル(以下「規律パネル」という。)において実施される。

第7条 ドーピング規則違反に関する処分内容の決定

処分内容については、本規程第8条及び第10条に基づき、国体委員会において決定する。但し、 競技会開始前又は競技会期間中において違反が判明した場合、当該競技者・チームの競技会への参 加については、国体委員長が本規程第8条に基づき決定する。

第8条 ドーピング規則違反に関する処分

- 1. 当該競技者・チームの参加に関する処分
 - (1) 当該大会及び次回大会以降の当該競技者・チームの参加の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国体委員会で審議の上、決定する。
 - (2) 上記の処分により、当該大会において次順位の競技者・チームの参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の競技者が参加できることとする。
- 2. 成績に関する処分

競技成績等が発生している場合は、規律パネルの決定に基づき、当該競技者・チームの成績 を抹消する。

第9条 暫定的資格停止

A 検体によりドーピング規則違反が疑われ、その後のドーピング規則違反の有無が確定するまでの間、JADA は当該競技者を暫定的に参加資格停止にすることができる。

但し、団体競技の場合、チームは当該競技者を除き、当該競技規則の定める範囲内において、引き続き競技会に参加できるものとする。

第10条 国体以外の競技会等においてドーピング規則違反が決定した場合の取り扱い

国体以外の競技会検査及び競技会外検査においてドーピング規則違反が決定した場合の、当該競技者の国体への参加及び国体における成績については以下のとおり取り扱う。

- 1. 当該競技者・チームの、次回大会以降の参加の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国体委員会で審議の上、決定する。
- 2. 当該競技者が、規律パネルの決定した成績抹消の対象期間において国体に参加していた場合、 規律パネルの決定に基づき、当該競技者・チームの国体における成績は抹消する。

第4章 競技順位等の取り扱い

第11条 競技順位・得点及び参加得点

- 1. 本規程第5条の1、第8条の2及び第10条の2に定める違反が確定し、当該競技者・チームの成績が抹消された場合、順位を確定することができる範囲内において順位を繰り上げ、あらためて競技順位・得点等を確定する。
- 2. 前項の措置により、当該都道府県からの競技者・チームの競技会参加(ブロック大会を含む)

が皆無となった場合、その競技における参加得点を抹消する。

- 3. 競技順位等を訂正する場合は、以下のとおり取り進める。
 - (1) すみやかに競技順位・得点等を確定し、公表する。
 - (2) 各競技会の順位に変更が生じた場合、順位が確定できる競技について、当該競技者(チーム)に賞状を授与する。
 - (3) 各競技会、男女総合及び女子総合成績の各1位から8位までの都道府県順位に変更が生じた場合、改めて表彰状を授与する。

第5章 上訴

第12条 上訴

国体委員会の最終的な処分決定に対し、当該競技者及び当該競技者の所属する機関・団体は、日本スポーツ仲裁機構に上訴を申し立てることができる。

第6章 その他

第13条 その他

- 1. 参加資格違反については本大会を前提として定めるが、ブロック大会期間中において違反が判明した場合も、違反の内容及び競技会の状況等に応じ本規程の内容を適用する。
- 2. 参加資格違反については、違反した当該大会から 1 大会以上を経て違反が判明した場合、発覚した時点から起算して、本規程を適用する。
- 3. 本規程に定める事項以外については、別途当該都道府県体育協会及び当該中央競技団体と協議の上、国体委員会において決定する。

第14条 規程の変更

この規程は、国体委員会の議決により変更することができる。

附則

- 1. 本規程は、平成 20 年 4 月 25 日より施行する
 - ※ 本規程は、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則 (平成 15 年 6 月 20 日制定、平成 17 年 6 月 1 日及び平成 19 年 8 月 29 日改訂)」及び「国 民体育大会参加資格違反に係る罰則規定(平成 19 年 3 月 7 日制定)」を統合・整理したもの である。このことにより、上記規則、規定は廃止する。
- 2. 本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。
- 3. 本規程は、平成23年12月15日一部改訂し、同日から施行する。
- 4. 本規程の平成 23 年 12 月 15 日一部改訂を受けて、当該時点における参加資格違反による国体への参加禁止処分(第5条の2)対象者については、改訂内容を遡って適用することとする(平成24年3月22日国体委員会決定)。
- 5. 本規程は、平成27年3月12日一部改定し、同日から施行する。

国民体育大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて

公益財団法人日本体育協会 平成 24 年 3 月 22 日

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第5条の2に定める過失による参加資格 違反に係る処分内容に関し、当該競技者の国民体育大会(以下「国体」)への参加禁止期間については、 下記のとおり取り扱うこととする。

- 1. 以下に該当する場合は、1大会の参加禁止とする。
 - (1) 「居住地を示す現住所」について、本会が定める「日常生活」の判断基準の要件を満たしていたものの、住所に関する届出等の必要な手続きが行われていなかった場合。
 - (2) 「学校所在地」について、「通学」の実態は有していたものの、当該競技者の在籍する学校 が国体参加資格上の要件を満たしていなかった場合。(例:通信制課程に学んでいる者が「学 校所在地」を選択していた等)
 - (3) その他、手続きの不備や規定の誤認に基づくもので、当該競技者の過失が軽微であったと 認められる場合。
- 2. 上記1に該当しない場合は、2大会の参加禁止とする。

3. その他

- (1) 各競技団体の定める規定に抵触したことで国体の参加資格を満たすことができなくなった場合は、当該競技団体の処分内容に準じ、参加禁止期間を決定する。
- (2) 「1 大会の参加禁止」となる場合であっても、所属都道府県を移動するにあたっては「例外 適用※」を受ける場合を除き 2 大会の間を置かなければならない。
 - ※ 「例外適用」の対象者
 - ① 当該大会の前年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者
 - ② 結婚又は離婚に係る者
 - ③ ふるさと選手制度を活用する者(成年種別年齢域の選手のみ)
 - ④ 一家転住に係る者(少年種別年齢域の選手のみ)
 - ⑤ JOCエリートアカデミーに在籍する者(少年種別年齢期の選手のみ)

本規程第2章 参加資格違反に関わる処分内容一覧

	項目	競技会開始前	競技会期間中	競技会終了後
故意	当該競技者	・ 当該大会への参加を直ちに中止させる。・ 当該競技者の成績をすべて抹消する。・ 国体への次回大会以降に開催される3大会は国体委員会で審議の上、決定する。	☆以上の参加禁止処分とし、処分内容について	 ・ 国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する。 ・ 当該大会における当該競技者の成績は抹消した上で、改めて全都道府県の全成績を見直すものとする。[個人競技]
又は 重大な過失	所属チーム (団体競技の場合) 並びに、所属都道府県体育協会 及び中央競技団体	・ 当該所属チームについても直ちに参加を中・ 当該競技者所属チームの成績をすべて抹消・ 当該所属チーム、並びに所属する都道府県厳重注意以上の処分とし、処分内容につい	当する。	 ・ 当該所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体については、厳重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。 ・ 当該大会における当該チームの成績は抹消した上で、改めて全都道府県の全成績を見直すものとする。[団体競技]
	全般	処分内容については、当該競技者及び当該所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体に対して注意以上の処分とし、国体委員会で 審議の上、決定する。		
	個人競技	・ 当該大会及び次回大会への参加を認めない。・ 次順位の競技者の参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の競技者が参加できることとする。	・ 当該大会への参加を直ちに中止させ、成績を抹消する。・ 次回大会への参加を認めない。	・ 当該競技者については、違反が判明した大会以降に開催される2大会において、国体への参加は認めない。・ 成績は訂正しないものとする。
過 失	団体競技	 ・ 当該競技者の当該大会及び次回大会への参加を認めない。 ・ 当該所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において、競技会に参加できるものとする。 ・ 当該競技者の所属チームが当該競技規則を満たすことができず、参加できない際には、当該ブロック内における次順位のチームの参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位のチームが参加できることとする。 	 ・ 当該競技者の当該大会への参加を直ちに中止させ、また、次回大会への参加を認めない。 ・ 当該所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において継続して競技することができる。 ・ 成績も認めるものとする。 	

国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準

1 基本方針

- (1) 国民体育大会の目的のひとつである地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するため、審判員等競技役員は開催都道府県(以下「開催県」という。)内の有資格者をあてることを原則とし、大会終了後もこれらの者が地域スポーツ行事等に十分活用できるよう配慮しなければならない。
- (2) 実施中央競技団体は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、開催県内の競技役員をもってすべての競技運営ができるよう、開催県内定後、開催県関係者と密接な連係のもと積極的に競技役員の養成に努めなければならない。

2 競技役員の構成

開催県は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、県内競技役員をもってすべての競技運営ができるよう努めなければならない。

県内競技役員で競技会の運営が不可能な場合は、開催県外から競技役員を派遣することができる。この場合、競技日程、競技会場数及び試合数等を十分考慮の上必要最小限の人員としなければならない。

(1) 中央競技役員

競技会を円滑に運営するための責任者等として中央競技団体からの派遣が必要とされる者。

(2) 県内競技役員

開催県内の人員で、競技会の運営にあたる者。

(3) 近県競技役員

上記(1)、(2)以外の人員で、原則として開催県ブロック内から派遣する者。

3 中央競技役員派遣にあたる所要経費支給基準

中央競技役員の派遣にあたる所要経費は、原則として全額開催県負担とする。

この場合、1人当たり概ね次の通りとし、各大会における支給基準は大会開催年(冬季大会は開催前年)に日本体育協会と開催県が協議し、決定する。

(1) 交通費

原則として、自宅最寄り駅から競技会場地最寄り駅間の往復運賃とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定し支給する。

算定にあたっては、開催県自治体の旅費に係る規定等によるものとする。

(2) 宿泊料金

各大会時に定められる宿泊料金のうち選手・監督以外の参加者と同一料金を支給する。 期間は、原則として当該競技日数に2日を加えた日数を限度とする。

(3) 諸費

競技役員の業務に従事する期間に要する諸経費を補填するものとして、日本体育協会と開催県が協議して決定した金額を支給する。

期間は、宿泊料金支給期間に1日を加えたものとする。

4 競技役員の役職名及び人数

国体開催基準要項細則に示された施設基準及び参加人員で競技会を開催する場合の役職名と必要最小限の人数は、別紙を基準とする。

<附則>

昭和53年11月7日 制定

昭和 59 年 第 1 次改訂 平成 24 年 6 月 1 日 第 2 次改訂